

大阪市の公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

条 例

- 大阪市立共同利用施設条例の一部を改正する条例 5
- 大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例 6
- 大阪市立体育館条例の一部を改正する条例 7
- 大阪市立プール条例の一部を改正する条例 8
- 大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例 9
- なにわの海の時空館条例を廃止する条例 10
- 大阪市火災予防条例の一部を改正する条例 10
- 大阪市立図書館条例の一部を改正する条例 12

規 則

- 大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則 12
- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則 13
- 大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 14
- 大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 14
- 大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 15
- 大阪市会計規則の一部を改正する規則 15
- 大阪市立共同利用施設条例施行規則の一部を改正する規則 35
- 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 35
- 職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則 ... 36

企業管理規程

- 大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程 36

告 示

- 落札者等の公示 37
- 落札者等の公示 38
- 落札者等の公示 38
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 39
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 41
- 認定特定非営利活動法人の認定に関する公示 44
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定に関する公示 45
- 一般競争入札の執行（灯油の購入） 45
- 一般競争入札の執行（舞洲スラッジセンターで使用する都市ガスの調達） 48
- 開発行為に関する工事の完了 51
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定 52

○大阪城天守閣の供用時間の変更の承認	52
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立西三国センターほか7施設）	53
○市道の路線名変更	55
○市道の一部廃止	56
○市道の路線廃止	60
○市道の路線変更	62
○市道の区域決定	62
○市道の供用開始	63
○放置自動車の処理	65
○道路法違反物件の除却	65
○一般競争入札の執行（自動精算機（東三国駅ほか38駅）の製造）	65
○一般競争入札の執行（簡易型床上車輪旋盤の製造）	69
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定	71
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間	72
○監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表	72
公 告	
○一般競争入札の執行（中古普通自家用貨物車の売払い）	123
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	126
達	
○西淀川区役所課長等専決規程の一部改正	129
○東成区役所課長等専決規程の一部改正	129

公布された条例のあらまし

大阪市立共同利用施設条例の一部を改正する条例

- 1 共同利用施設の指定管理予定者の選定方法を改めることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成24年9月27日）から施行することにしました。
（平成24年大阪市条例第88号 環境局環境管理部環境管理課）

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- 1 我孫子町駅自転車駐車場を設置することにしました。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。
（平成24年大阪市条例第89号 建設局管理部自転車対策課）

大阪市体育館条例の一部を改正する条例

- 1 平成24年度末で指定管理者の指定期間が終了するスポーツセンター5施設のうち市長が定める施設においては、平成25年度の1年間に限り指定管理者を非公募で選定できることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成24年9月27日）から施行することにしました。

(平成24年大阪市条例90号 ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市プール条例の一部を改正する条例

- 1 平成24年度末で指定管理者の指定期間が終了するプール10施設のうち、市長が定める施設においては、平成25年度の1年間に限り指定管理者を非公募で選定できることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成24年9月27日）から施行することにした。
(平成24年大阪市条例91号 ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

- 1 港湾労働者休憩所の管理を指定管理者に行わせることにしました。
- 2 平成24年度末で指定管理者の指定期間が終了する有料臨港道路においては、平成25年度の1年間に限り指定管理者を非公募で選定できることにしました。
- 3 この条例は平成25年4月1日から施行することにした。

(平成24年大阪市条例第92号 港湾局総務部総務担当)

なにわの海の時空館条例を廃止する条例

- 1 なにわの海の時空館の供用を廃止することにした。
- 2 必要な経過措置を講ずることにした。
- 3 この条例は平成25年4月1日から施行することにした。

(平成24年大阪市条例第93号 港湾局総務部集客施設担当)

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車用の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにした。
- 3 この条例は、平成24年12月1日から施行することにした。

(平成24年大阪市条例第94号 消防局予防部規制課)

大阪市立図書館条例の一部を改正する条例

- 1 城東図書館を移転することにした。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにした。

(平成24年大阪市条例第95号 教育委員会事務局中央図書館)

公布された規則のあらまし

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 都市制度改革室に事業調整担当部長及び事業調整担当課長を新設することにした。

- 2 市政改革室の事業再構築担当部長を廃止することにしました。
- 3 この規則は、平成24年10月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第219号 人事室人事課)

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 建設局下水道河川部に下水道事業改革担当課長を新設することにしました。
- 2 この規則は、平成24年10月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第220号 人事室人事課)

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 企画調整担当課長を置くことにしました。
- 2 この規則は、平成24年10月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則221号 大正区役所総務課)

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 総務課を人事総務課に、市民協働課をまちづくり推進課に名称変更することにした。
- 2 クリーンにしてグリーンなまちづくり担当課長を置くことにしました。
- 3 人権生涯学習担当課長を地域活動支援担当課長に名称変更することにした。
- 4 区長が定める担当係長の職名に所管事務を冠することにしました。
- 5 この規則は、平成24年10月1日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第222号 西淀川区役所総務課)

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 区内の社会教育及び生涯学習の推進に関する事務分掌を総務課へ移すことにしました。
- 2 総合企画担当課長を事業開拓担当課長に名称変更することにした。
- 3 企画調整担当課長を事業統括担当課長に名称変更することにした。
- 4 この規則は、平成24年10月 1 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第223号 東成区役所総務課)

大阪市会計規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、出納員等となるべき職及びその分掌事務を改めることにしました。
- 2 城東区役所、東住吉区役所及び西成区役所の区出納員の分掌事務を改めることにしました。
- 3 この規則は、平成24年9月28日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第224号 会計室会計企画担当)

大阪市立共同利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 共同利用施設の指定管理予定者の選定方法を改めることに伴い、指定申請の公告事項その他必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成24年 9 月27日）から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第225号 環境局環境管理部環境管理課)

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

1 大阪市教育局事務局において、連絡調整担当部長の職を廃止すること
にしました。

2 この規則は、平成24年10月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市教育局規則第24号 教育委員会事務局総務部総務課)

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

1 都市制度改革室事業調整担当部長の新設に伴い、号給を決定する基準を定
めることにしました。

2 この規則は、平成24年10月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市人事委員会規則第14号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

公布された規程のあらまし

大阪州市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程

1 患児家族等宿泊施設に係る使用料を設定しました。

2 この規程は、公布の日（平成24年10月 5 日）から施行することにした。

(平成24年大阪市病院事業管理規程第26号 総合医療センター病院管理部管理
課)

条

例

次に掲げる条例を公布する。

大阪州市立共同利用施設条例の一部を改正する条例

大阪州市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大阪州市立体育館条例の一部を改正する条例

大阪州市立プール条例の一部を改正する条例

大阪州市港湾施設条例の一部を改正する条例

なにわの海の時空館条例を廃止する条例

大阪州市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪州市立図書館条例の一部を改正する条例

平成24年 9 月27日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市立共同利用施設条例の一部を改正する条例

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（指定申請の公告）

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に
必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第11条第2項」を「第12条」に、「申請の内容が」を「指定申請の内容を」に、「適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を」を「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、」に、「選定してはならない」を「選定するものとする」に改め、同条第2号中「十分に」を「最大限に」に改め、同条を第14条とする。

第12条第3号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（指定申請）

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平24. 9. 27揭示済）

大阪市条例第89号

大阪市立有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

あびこ駅自転車駐車場	大阪市住吉区我孫子東2丁目
------------	---------------

」

を
「

あびこ駅自転車駐車場	大阪市住吉区我孫子東2丁目
我孫子町駅自転車駐車場	大阪市住吉区我孫子西2丁目

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(準備行為)

2 我孫子町駅自転車駐車場に係るこの条例による改正後の大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第4条第3項の規定による利用料金の額の決定、同条第4項に規定する回数券の発行の承認並びに改正後の条例第5条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第2条第2項及び第4項、第4条第3項から第5項まで、第5条から第9条まで並びに第10条前段の規定の例により行うことができる。

(供用開始日)

3 我孫子町駅自転車駐車場の供用は、この条例の施行の日から起算して7日を経過した日から開始する。

(平24. 9. 27揭示済)

大阪市条例第90号

大阪市立体育館条例の一部を改正する条例

大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について、大阪市立北スポーツセンター、大阪市立此花スポーツセンター、大阪市立浪速スポーツセンター、大阪市立生野スポーツセンター及び大阪市立東住吉スポーツセンターのうち、市長が定める体育館の指定管理者を指定しようとするときは、第11条の規定にかかわらず、当該体育館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の場合における第12条及び第14条の規定の適用については、第12条中「体育館の指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、

「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第14条中「第12条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第12条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平24. 9. 27揭示済)

大阪市条例第91号

大阪市立プール条例の一部を改正する条例

大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について、大阪市立扇町プール、大阪市立都島屋内プール、大阪市立下福島プール、大阪市立中央屋内プール、大阪市立西屋内プール、大阪市立浪速屋内プール、大阪市立淀川屋内プール、大阪市立生野屋内プール、大阪市立城東屋内プール及び大阪市立阿倍野屋内プールのうち、市長が定めるプールの指定管理者を指定しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、当該プールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の場合における第11条及び第13条の規定の適用については、第11条中「プールの指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第13条中「第11条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第11条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第3号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第5号中「前各号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前各号」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平24. 9. 27揭示済)

大阪市条例第92号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前条第1項第16号」を「代行施設（前条第1項第16号）に、「の管理」を「及び同項第24号に掲げる港湾労働者休憩所をいう。以下同じ。）の管理」に、「有料臨港道路の」を「代行施設の」に改め、同条第4項中「有料臨港道路」を「代行施設」に改める。

第9条第3項中「次の」を「市長は、次の」に、「荷さばき施設附設事務所及び港湾労働者休憩所」を「及び荷さばき施設附設事務所」に、「ある。」を「できる。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定は、港湾労働者休憩所について準用する。この場合において、同項中「市長」とあるのは「港湾労働者休憩所の指定管理者」と読み替えるものとする。

第20条、第21条第1号、第22条、第24条第2号から第4号までの規定及び第25条中「有料臨港道路」を「代行施設」に改める。

第26条中「指定管理者」を「有料臨港道路の指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 港湾労働者休憩所の指定管理者が行う業務の範囲は、港湾労働者休憩所の建物及び設備の維持保全その他港湾労働者休憩所の管理に関することとする。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について有料臨港道路の指定管理者を指定しようとするときは、第21条の規定にかかわらず、有料臨港道路の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

- 4 前項の場合における第22条、第24条及び第25条の規定の適用については、第22条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第3項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第24条中「第22条」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた第22条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第4項の規定により読み替えられた前3号」と、第25条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附則第5項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の改正規定並びに附則第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 港湾労働者休憩所に係るこの条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第20条から第24条まで及び第25条前段の規定の例により行うことができる。

（平24. 9. 27揭示済）

大阪市条例第93号

なにわの海の時空館条例を廃止する条例

なにわの海の時空館条例（平成12年大阪市条例第69号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係るなにわの海の時空館の利用料金については、なお従前の例による。

（平24. 9. 27揭示済）

大阪市条例第94号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「未満のもの」を「未満のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車という。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐^{きょう}体は不燃性の金属材料で造ること
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を

開始しない措置を講ずること

- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (9) 異常な高温とならないような措置を講ずること。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
 - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第11号の規定を準用する。

第13条第2項中「前条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第12条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第12条第1項第7号」に改める。

第38条第1項第3号中「変電設備」を「変電設備、急速充電設備」に、「、第5項及び」を「及び第5項並びに」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第12条の2の規定による基準に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

(平24. 9. 27揭示済)

大阪市条例第95号

大阪市立図書館条例の一部を改正する条例

大阪市立図書館条例（昭和36年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の表大阪市立城東図書館の項中「中央3丁目」を「新喜多東1丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平24. 9. 27揭示済）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

平成24年 9 月26日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第219号

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 都市制度改革室の項中

「

府市再編担当部長	1
----------	---

」

を

「

府市再編担当部長	1
事業調整担当部長	1

」

に改め、同表市政改革室の項中

「

区政改革担当部長	1
事業再構築担当部長	1

」

を

「

区政改革担当部長	1
----------	---

」

に改める。

別表第2都市制度改革室の項中

「

府市再編担当課長	4
----------	---

」

を

「

府市再編担当課長	4
事業調整担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(平24. 9. 26揭示済)



大阪市規則第220号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3建設局下水道河川部の項中

「

管渠担当課長	1
--------	---

」

を

「

下水道事業改革担当課長	1
管渠担当課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

(平24. 9. 26揭示済)



大阪市規則第221号

大阪市大正区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市大正区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第146号）の一部を次のように改正する。

「総合企画担当課長

別表中「総合企画担当課長」を に改める。

企画調整担当課長」

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

(平24. 9. 26揭示済)



大阪市規則第222号

大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市西淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総 務 課」を「人事総務課」に、「市民協働課」を「まちづくり推進課」に改める。

第 2 条中「総務課」を「人事総務課」に改める。

第 3 条総務課の項中「総 務 課」を「人事総務課」に改め、同条市民協働課の項中「市民協働課」を「まちづくり推進課」に改める。

第 4 条第 5 項中「担当課長代理」を「担当課長代理及び区長が定める担当係長」に改める。

第 5 条第 3 項中「及び担当課長代理」を「、担当課長代理及び前条第 5 項に規定する担当係長」に、「とき又は」を「とき、」に、「は、当該担当課長又は担当課長代理」を「又は同一の職名の担当係長が複数置かれているときは、当該担当課長、担当課長代理又は担当係長」に改め、同条第 4 項中「、担当係

長」を「、担当係長（前条第5項に規定する担当係長を除く。）」に改める。
「クリーンにしてグリーンなまちづくり
別表中「人権生涯学習担当課長」を
地域活動支援担当課長
担当課長
に改める。

」
附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（平24. 9. 26揭示済）

大阪市規則第223号

大阪市東成区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市東成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 区内の社会教育及び生涯学習の推進に関すること

第3条市民協働課の項第10号中「社会教育、生涯学習及び」を削る。

別表中「総合企画担当課長」を「事業開拓担当課長」に、「企画調整担当課長」を「事業統括担当課長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（平24. 9. 26揭示済）

次に掲げる規則を公布する。

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市立共同利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

平成24年9月27日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第224号

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

市民局	市民部総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務
財政局	財務部総務担当課長	
	財務部財源課長	(2) 所管歳入金に係る第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	税務部管理課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	船場法人市税事務所収納対策担当課長	(1) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (2) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る第49条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務

」

を

市民局	市民部総務課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
財政局	財務部総務担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務
	財務部財源課長	(2) 所管歳入金に係る第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	税務部管理課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管歳入金に係る第55条の規定による繰替払の方法による現金支出事務 (3) 所管物品（基金に属する動産を含む。）

		に係る出納保管事務 (4) 所管占有動産に係る管理事務 (5) 所管事務に係る第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (6) 所管事務に係る第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	船場法人市税事務所収納対策担当課長	(1) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る第38条の規定による支出負担行為に関する確認事務 (2) 市税の還付及び還付加算金並びに所管歳入歳出外現金に係る第49条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条、第7条関係）

区出納員及びその分掌事務

区出納員となるべき職		区出納員の分掌事務
北区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	

	保健担当課長	む。)による現金収納事務及び第27条の規定 (第75条第1号及び第2号の規定によりその 例によることとされる場合を含む。)による 現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
都島区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及 び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金 収納事務及び第27条の規定による現金保管事 務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第 26条の規定(第75条第1号及び第2号の規定 によりその例によることとされる場合を含 む。)による現金収納事務及び第27条の規定 (第75条第1号及び第2号の規定によりその 例によることとされる場合を含む。)による 現金保管事務
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	保健担当課長	
	生活支援担当課長	
		(2) 所管物品に係る出納保管事務
福島区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金 収納事務及び第27条の規定による現金保管事 務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及 び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金 収納事務及び第27条の規定による現金保管事 務
	地域まちづくり担 当課長	
		(2) 所管物品に係る出納保管事務
	防災・防犯担当課 長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第 26条の規定(第75条第1号及び第2号の規定 によりその例によることとされる場合を含 む。)による現金収納事務及び第27条の規定 (第75条第1号及び第2号の規定によりその 例によることとされる場合を含む。)による 現金保管事務
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	保健担当課長	

		(2) 所管物品に係る出納保管事務
此花区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健福祉課長	
	保健担当課長	
	生活支援担当課長	
中央区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその

		例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	にぎわい創造担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	国保収納担当課長	
	保健福祉課長	
	保健担当課長	
西区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	

		例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
港区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	地域活動支援担当課長	
	窓口サービス課長 保健福祉課長 生活支援担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
大正区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	

天王寺区役所	地域活動支援担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	
	住民情報担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	まちづくり担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	生活振興担当課長	
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健福祉課長	
	保健・生活支援担当課長	
浪速区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務

		(3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	人権生涯学習担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
	西淀川区役所	
	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	人権生涯学習担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務

	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
	保健担当課長	
淀川区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
		(1) 所管物品に係る出納保管事務
	総合企画担当課長	
	企画調整担当課長	
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
		(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
東淀川区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務

		務
		(2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	保健担当課長	
	生活支援担当課長	
	出張所長	
東成区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	
	保健福祉課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務

		務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	生活支援担当課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	福祉担当課長	
生野区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
旭区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務

		(2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	まちづくり担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	人権生涯学習担当課長	
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
城東区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定

		(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び第27条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
	鶴見区役所 総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	政策調査担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び第27条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域活動支援担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び第27条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	住民情報担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	

		例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
阿倍野区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	まちづくり担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
住之江区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務

		務
		(2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	地域活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	福祉担当課長	
住吉区役所	総務課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務

	人権生涯学習担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
	東住吉区役所	総務課長 (1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 (3) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務 総合企画担当課長 (1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 企画調整担当課長 (1) 所管物品に係る出納保管事務 市民協働課長 (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 安心まちづくり担当課長 (1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務 窓口サービス課長 (1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定
	総務課長	
	総合企画担当課長	
	企画調整担当課長	
	市民協働課長	
	安心まちづくり担当課長	
	窓口サービス課長	
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	

平野区役所	矢田出張所長	(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	企画調整担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	市民協働課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び第27条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	市民活動支援担当課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務
	窓口サービス課長	(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金収納事務及び第27条の規定(第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	保険年金担当課長	
	保健福祉課長	
	生活支援担当課長	
	長吉出張所長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
	瓜破出張所長	
	加美出張所長	
西成区役所	総務課長	(1) 所管物品に係る出納保管事務 (2) 区役所において取り扱う第49条、第53条及び第61条の規定による精算報告書の確認事務
	総合企画担当課長	(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務

		務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
企画調整担当課長		(1) 所管物品に係る出納保管事務
市街地整備調整担当課長		
市民協働課長		(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
人権生涯学習担当課長		(1) 所管物品に係る出納保管事務
窓口サービス課長		(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務
保険年金担当課長		
保健福祉課長		(2) 所管物品に係る出納保管事務
事業調整担当課長		(1) 所管物品に係る出納保管事務
生活援助担当課長		
福祉担当課長		(1) 所管の歳入金及び歳入歳出外現金に係る第26条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金収納事務及び第27条の規定（第75条第1号及び第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務
保健担当課長		(1) 所管歳入金に係る第26条の規定による現金収納事務及び第27条の規定による現金保管事務 (2) 所管物品に係る出納保管事務

附 則

この規則は、平成24年9月28日から施行する。

(平 24. 9. 27 揭示済)

大阪市規則第225号

大阪市立共同利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立共同利用施設条例施行規則（昭和49年大阪市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「第13条に規定する指定管理予定者」を「第14条の規定により指定管理者の指定を受けるべきもの」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「条例第11条第1項の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）」を「指定管理者の指定を受けようとする法人等」に、「市長が指定する期間」を「受付期間」に改め、同条第2項第3号中「条例第11条第2項の規定による申請（以下「指定申請」という。）」を「指定申請」に改め、同項第7号中「第12条各号」を「第13条各号」に改め、同項第8号中「条例第3条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（指定申請の公告事項）

第3条 条例第11条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第13条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平24. 9. 27揭示済)

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月26日

大阪市教育委員会
委員長 矢野裕俊

大阪市教育委員会規則第24号

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和38年教育委員会規則第11号）の

一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、連絡調整担当部長」を削る。

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

(平24. 9. 26揭示済)

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 9 月26日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第14号

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の号給を決定する基準に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表号給別標準職務表 ア 行政職給料表中

「

7 級	2 号給	共通	部長、次長及び室長の職務（この表に別段の定めがあるものを除く。）
-----	------	----	----------------------------------

」

を

「

7 級	2 号給	共通	部長、次長及び室長の職務（この表に別段の定めがあるものを除く。）
		都市制度改革室	事業調整担当部長の職務

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

(平24. 9. 26揭示済)

企業管理規程

大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年10月 5 日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第26号

大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程

大阪市立市民病院条例施行規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第43号）
の一部を次のように改正する。

別表中新生児保育料の項の次に次のように加える。

患児家族等宿泊施設使用料	1 人 1 泊につき 1,000円
--------------	-------------------

別表備考に次の 1 項を加える。

- 4 「1 泊」とは、午後 3 時から翌日の正午までをいう。

附 則

この改正規程は、公布日から施行する。

告 示

大阪市告示第1185号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）
⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎人事室総務課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号）

- ①職員情報システム運用保守等支援業務 ②随意 ③24. 8. 1 ④（株）日立製作所 関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目 2 番28号 ⑤209, 016, 482円
⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）
①職員情報システム改修等業務 ②随意 ③24. 8. 1 ④（株）日立製作所 関西支社 大阪市北区堂島浜二丁目 2 番28号 ⑤28, 222, 057円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）
①勤務情報システム保守及び運用支援業務委託 ②随意 ③24. 8. 1 ④アマノ（株）大阪支店 大阪市西区立売堀一丁目 6 番17号 ⑤29, 853, 180円
⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

（人事室総務課）

大阪市告示第1186号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）
⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎総務局行政部総務課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号）

- ①文書管理システム運用保守等支援業務 ②随意 ③24. 8. 1 ④日本電気株式会社 大阪市中央区城見 1 - 4 - 24 ⑤79, 172, 520円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

（総務局行政部総務課）

大阪市告示第1187号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号）

- ①教職員情報システム運用保守業務委託（8月～3月分） ②随意 ③24. 8. 1 ④T I S（株）大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号 ⑤50, 935, 220円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

- ①校園ネットワーク回線統合機器等導入設計業務委託 ②随意 ③24. 8. 1
④富士通（株）西日本営業本部 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 6 号 ⑤71, 689, 170円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

- ①大阪市立図書館情報ネットワークサーバ等機器一式保守業務委託 ②随意
③24. 8. 1 ④富士通（株）西日本営業本部 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 6 号 ⑤50, 358, 248円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項（d）

①大阪市教育局校務支援サービス 一式 ②一般 ③24. 9. 24 ④日本電気（株）関西支社 大阪市中央区城見 1 丁目 4 番24号 ⑤3, 059, 000, 000 円 ⑥24. 7. 6

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市告示第1188号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪府市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年 9 月 6 日
	名 称	特定非営利活動法人おくりもの
	代表者の氏名	山田 拓司
	主たる事務所の所在地	大阪府中央区南船場 4 丁目10番 5 号南船場 S O H O ビル
	定款に記載された目的	この法人は、発達障害者（発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）（以下「支援法」という。）第2条第2項に定める発達障害者及び発達障害児をいう。以下同じ。）を発達支援（支援法第2条第3項に定める発達支援をいう。以下同じ。）するため、各種の情報提供及び教育、訓練並びに不登校の支援及び就労・就職の支援と斡旋などの活動をするとともに、広く会社や学校、各種団体、地域などの社会に発達障害に対する理解を促し、発達支援を普及させることを目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年 9 月11日
	名 称	特定非営利活動法人初心会
	代表者の氏名	大町 義春
	主たる事務所の所在地	大阪府平野区加美東 3 丁目 3 番29号
	定款に記載された目的	この法人は、障がい者の自立とは何かをテーマに、障がい者に対する自立支

	援を生活と就労の面から行うことを事業内容とし、障がい者の社会参加を意欲的に促進させる大きな輪を作ることが目的とする。高齢者の自立とは何かをテーマに、高齢者介護に対する社会的支援を行うことにより、高齢者が自分の意思のままに、自分らしく自律的に生きることを支援することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月13日
名 称	特定非営利活動法人日本医療福祉協会
代表者の氏名	村山 主税
主たる事務所の所在地	大阪市港区磯路3丁目8番24号
定款に記載された目的	この法人は保健・医療・福祉関係者と患者や一般市民に対して、情報通信技術の活用等により地域の保健・医療・福祉の連携を推進することにより、安全かつ有効な保健・医療・福祉サービスの実用化及び保健・医療・福祉の質の向上と公益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月13日
名 称	特定非営利活動法人虐待問題研究所
代表者の氏名	亀田 友美
主たる事務所の所在地	大阪府中央区道修町3丁目3番10号大阪屋道修町ビル5F
定款に記載された目的	この法人は、老若男女問わず、苛め、DV、虐待防止に関する事業を行い市民が安心して暮らせる社会を作る事に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月18日
名 称	特定非営利活動法人コミュニティサポート研究所
代表者の氏名	脇田 寛史
主たる事務所の所在地	大阪市生野区鶴橋3-5-41
定款に記載された目的	この法人は、様々な福祉現場にて実践に携わる対人援助(専門)職がそれぞれ事例を持ち寄り、検討を重ね、その結果として明らかになった多くの地域に

	またがる課題を真摯に検討し、解決の方法を模索するとともに、その解決に取り組む人材の育成や再発防止を目指した調査を行い、研究結果を公表・発信することによって、広く地域住民の福祉に寄与することを目的とする。
--	---

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1189号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年10月5日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年9月6日
	名 称	特定非営利活動法人自立生活センター・ おおさかひがし
	代表者の氏名	筒井 純子
	主たる事務所の所在地	大阪市城東区中浜3丁目17番17号
	定款に記載された目的	この法人は、大阪市東部地域を中心とした、さまざまな障害を持つ人々の社会参加と自立を指向し、支援、啓発、権利擁護等の活動を行うことを通じて、だれもが自由に闊歩できる街と、力いっぱい生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年9月10日
	名 称	特定非営利活動法人日本ビューティ・ コーディネーター協会
	代表者の氏名	小林 治
	主たる事務所の所在地	東京都中野区東中野3丁目10番13号 T J ホスピタリティビル5階
	定款に記載された目的	この法人は、主に美容業界に携わる人々を対象とし、美容に関する啓発活動の実施及び知識修得の場を提供するこ

	とにより、美容業界の優秀な人材育成に貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月12日
名 称	特定非営利活動法人パルスみのえ
代表者の氏名	田中 初男
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区粉浜1-25-26
定款に記載された目的	この法人は、障害者が社会の一員として地域で安心して生活するために必要な支援を行い、障害者の自立を目指し、もって地域福祉の促進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月12日
名 称	特定非営利活動法人成年後見共済会
代表者の氏名	安藤 長
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区苅田5丁目1番22号
定款に記載された目的	この法人は、障害のある人たちが、人間の尊厳を保ち、自らの意思に沿った暮らしを実現するために、自己決定・自己実現が図れるような支援を行い、お互いに支えあう仕組みづくりを確立することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月13日
名 称	NPO法人みゅうの会
代表者の氏名	垣岡 洋子
主たる事務所の所在地	大阪市平野区平野宮町1丁目8番3-763号
定款に記載された目的	この法人は、発達障がい児・者とその家族に対して、障がい特性に応じた指導訓練、発達障がいについての情報提供や啓発等に関する事業を行い、発達障がい児・者の人々が教育の場や地域の中で理解され、豊かな暮らしが実現できるように貢献することを目的とする。 また、主として未就学児とその家族に遊びと交流の場を提供し、育児相談その他援助も行うことにより地域の子育て支援事業を行い、地域社会の福祉の増進を図りひいては社会全体の利益に

	貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月18日
名 称	特定非営利活動法人国際ヒューマニティ音楽協会
代表者の氏名	紀本 岳志
主たる事務所の所在地	大阪市天王寺区味原町14番3-801号
定款に記載された目的	この法人は、音楽を愛好する人に対して、音楽を通じてヒューマニティの相互理解に関する事業を行うことにより、国際交流を図るとともに、音楽の振興に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月18日
名 称	特定非営利活動法人東成精神障害者を支える会 サラダ倶楽部
代表者の氏名	西川 孝
主たる事務所の所在地	大阪市東成区東今里2丁目1番19号
定款に記載された目的	この法人は、障害者の福祉を進めるための事業を行うことにより、障害者の自己決定・自立性を尊重され、ともに地域で生活するために、福祉・社会・文化の向上を図り、生活の質的向上に寄与することを目的とする。また、精神障害者のみならず、他障害や、地域における福祉の向上を目的とする団体及び個人の活動に関する、連絡・助言、または援助を目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月18日
名 称	特定非営利活動法人関西キッズスポーツ
代表者の氏名	西田 孝
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区新北島1丁目7番16-401
定款に記載された目的	この法人は、市民に対して、スポーツに関する事業を行い、子どもの健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、競技力の向上を目標とし、スポーツを通じて立派な社会人を育て、健康で明るい街づくりに寄与することを目的とする。

申請のあった年月日	平成24年 9 月18日
名 称	街づくりNPO法人あとし倶楽部
代表者の氏名	木村 雅一
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区我孫子東 3 丁目14番 5 号
定款に記載された目的	この法人は、人権をもとにした人と人との平等な関係を生み出し、生き生きとした活力のある街づくりを進めることを通して、世代や民族、門地、性別、障害の有無を問わない地域に根ざした相互扶助と住民参加の地域システムづくりを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年 9 月18日
名 称	NPO法人日本アントレプレナーシップアカデミー
代表者の氏名	山中 昌幸
主たる事務所の所在地	大阪市北区万歳町 4 番12号 浪速ビルディング西館401A号室
定款に記載された目的	この法人は、100年後も子ども達が希望・誇りを持てる日本を創るために、希望ある日本の未来を創造する若者を輩出する活動と、同じ目的を持った団体の支援を通じて公益に貢献することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1190号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）として認定したので、同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

名 称	特定非営利活動法人ゆめ風基金
代表者の氏名	牧口 一二
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区東中島 1 丁目13番43号
定款に記載された目的	この法人は、阪神・淡路大震災で被災した障害者の生活復興を支援するとともに、いつどこで起こ

	るかもしれない災害の備えとして救援基金を設置し、障害者や高齢者、病弱な人など特別なニーズをもつ人が生命や人権を脅かされることがないように、適切な支援活動が行われるようにサポートすることを目的とする。
認定の有効期間	自平成24年8月31日 至平成29年8月30日

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1191号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定による、仮認定特定非営利活動法人（仮認定NPO法人）として仮認定したので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年10月5日

大阪市長 橋 下 徹

名 称	特定非営利活動法人西日本がん研究機構
代表者の氏名	中西 洋一
主たる事務所の所在地	大阪市浪速区元町1丁目5番7号
定款に記載された目的	この法人は、がんに対する多施設共同臨床研究を実施および支援し、国内外の研究状況についての情報を収集し、さらに臨床試験の必要性和重要性を広く社会一般に対して周知するための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。
認定の有効期間	自平成24年8月31日 至平成27年8月30日

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1192号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年10月5日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

①灯油（平野下水処理場） 154 KL

②灯油（環境局A） 85 KL

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成24年12月1日（土）から同月31日（月）まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 納入方法 入札説明書による。

(6) 入札方法 上記(1) ①、②の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成24年10月22日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること

(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること

(6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること

(7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること

(8) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成24年10月22日（月）まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日から平成24年10月22日（月）午後5時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成24年11月21日（水）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成24年11月26日（月）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成24年11月26日（月）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成24年11月26日（月）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成24年11月22日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年10月22日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

① Kerosine (Hirano Sewage Treatment Plant) 154 KL

② Kerosine (Environment Bureau A) 85 KL

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 22 October 2012

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 21 November 2012 to 5:00PM, 22 November 2012

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 26 November 2012

③ by post: 5:00PM, 22 November 2012

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第1193号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06-6615-7540

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び予定数量

舞洲スラッジセンターで使用する都市ガス 3,810,000m³

(2) 調達物件の特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

舞洲スラッジセンター

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市のガス調達に係る入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13その他代行20その他」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7145）にて行い、当該審査を受けること。

ただし、平成24年10月23日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (5) 次に掲げるア～ウのいずれかに該当する者であること

ア ガス事業法第3条の規定に基づき一般ガス事業者として許可を得ている者

イ 同法第37条の7の2第1項の規定に基づきガス導管事業者として届出を行っている者又は届出を行い、ガス導管事業者として供給実績を有している者

ウ 同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者として届出を行っている者又は届出を行い、大口ガス事業者として供給実績を有している者

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所
建設局ホームページ上、及び契約担当（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成24年10月23日（火）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申出書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ
- (4) 入札参加申出書等の受付期間
公示の日の翌日から平成24年10月23日（火）午後5時までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）

5 入札執行の日時等

- (1) 日時 平成24年12月6日（木）午後2時
- (2) 場所 大阪市建設局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成24年12月5日（水）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申出者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 契約の締結は、平成25年度予算が発行したときとする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
About 3,810,000m³ of medium-pressure gas to be used at Maishima Sludge Center of Osaka City
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 23 October 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① in person: 2:00PM, 6 December 2012
 - ② by post: 5:00PM, 5 December 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Finance Department, General Affairs Division, Public Works Bureau,
The City of Osaka 2-1-10, Nankou-Kita, Suminoe-ku, Osaka 559-0034,

TEL06-6615-7540

(建設局総務部経理課)

大阪市告示第1194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 6 月22日 大阪市指令計（開）第29号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西淀川区姫里 3 丁目20番 5 の一部、20番11の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市広芝町12番25号

株式会社アーバンプランニング

代表取締役 矢野 隆司

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	15.960m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む
道路	4.000m	17.630m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む
道路	4.000m	19.380m	開発者	開発者	—
下水道	D=150mm	11.050m	大阪市	—	0号組立マンホール インバート付 2 ヲ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	1.950m	大阪市	—	集水ます I 型 1 ヲ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第1195号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

・認定年月日及び認定番号

平成24年 9 月24日 第206号

・認定区域の名称

茶屋町東地区市街地再開発事業

・認定区域の位置

大阪市北区茶屋町200番 ほか5筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1196号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

供 用 時 間	
平成24年10月 6 日（土）から 同年11月25日（日）までの 日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律178号） に規定する休日	午前 9 時から午後 6 時まで

(ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当)

大阪市告示第1197号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号。以下「条例」という。）第11条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10（ATCビル0's棟南館 5 階）
大阪市環境局環境管理部環境管理課
電話 06-6615-7924

2 業務の概要**(1) 施設名称及び所在地**

- ① 名 称 大阪市立西三国センター
所在地 大阪市淀川区十八条 3 丁目
- ② 名 称 大阪市立三国センター
所在地 大阪市淀川区西三国 3 丁目
- ③ 名 称 大阪市立東三国センター
所在地 大阪市淀川区東三国 6 丁目
- ④ 名 称 大阪市立北中島センター
所在地 大阪市淀川区宮原 5 丁目
- ⑤ 名 称 大阪市立西中島センター
所在地 大阪市淀川区西中島 3 丁目
- ⑥ 名 称 大阪市立宮原センター
所在地 大阪市淀川区西宮原 1 丁目
- ⑦ 名 称 大阪市立啓発センター
所在地 大阪市東淀川区東中島 5 丁目
- ⑧ 名 称 大阪市立柴島センター
所在地 大阪市東淀川区柴島 2 丁目

(2) 業務の範囲

- ア 施設の使用の許可に関する事
- イ 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- ウ その他施設の管理に関する事

(3) 管理の基準

- ア 休館日
月曜日（ただし、大阪市立北中島センター及び大阪市立西中島センターにあっては日曜日）及び12月29日から翌年 1 月 3 日まで
- イ 供用時間
午前 9 時から午後 9 時まで
- ウ 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより、適正に取扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

3 申請資格

次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) 役員に次の各号のいずれかに該当する者があるもの

ア (1)に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第14条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

平成24年10月9日（火）から平成24年10月22日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により配布する。また、環境局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参または郵送により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 指定申請に関する誓約書
- ③ 法人等の概要

- ④ 障害者雇用状況報告書（障害者雇用率未達成法人にあつては、障害者雇入れ計画書）
- ⑤ 直近3事業年度の財産目録及び貸借対照表
- ⑥ 直近3事業年度の申請者の事業報告書
- ⑦ 役員の名簿
- ⑧ 役員の履歴書
- ⑨ 定款、寄附行為又は規約その他これらに類する書類
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑫ 本店所在地の市町村民税（東京都内の場合は都民税）の納税証明書
- ⑬ 法人登記事項証明書
- ⑭ 収支予算書
- ⑮ 施設の管理運営に関する事業計画書
- ⑯ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

平成24年11月1日（木）から平成24年12月4日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理予定者は、仮協定の締結に応じること

6 その他

- (1) 所定手続において使用する言語
日本語
- (2) 詳細は、募集要項による。

（環境局環境管理部環境管理課）



大阪市告示第1198号

市道の路線名を次のように変更する。

平成24年10月5日

大阪市長 橋 下 徹

旧	新
東成区第2500号線の2	城東区第2500号線の2

（建設局管理部管理課）



大阪市告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

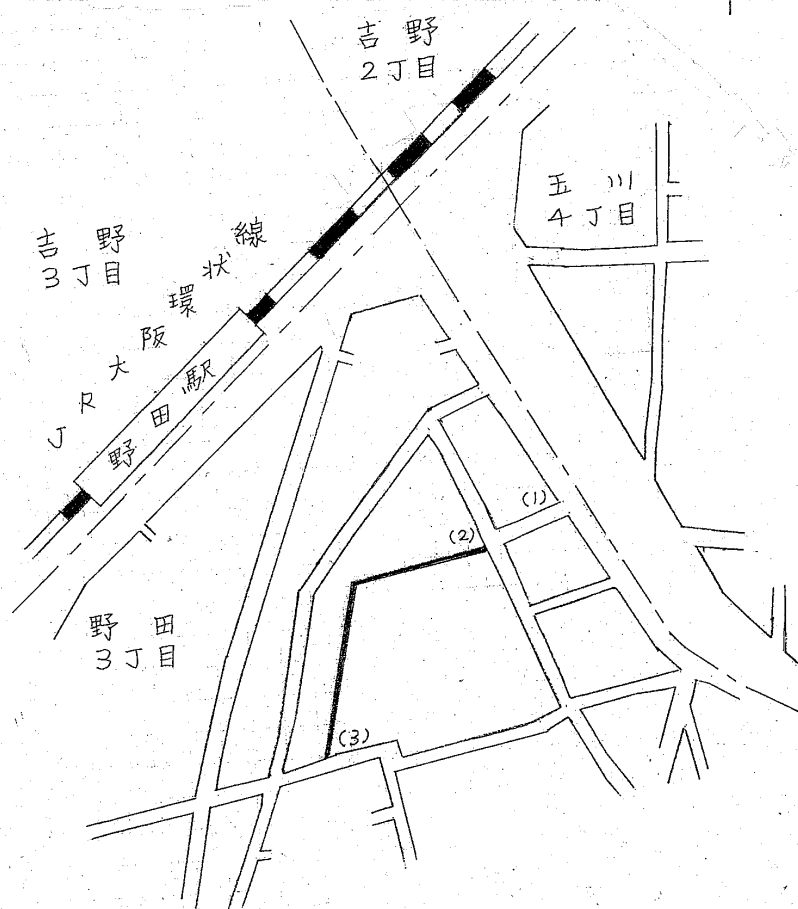
平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	廃止の期日
西 野 田 方 面 東 西 1 6 号 線	福島区野田3丁目234番地から 同 区同 3 丁目238番の2地まで (参考図参照)	告示の日
旭 区 第 1 5 2 1 号 線	旭区森小路1丁目59番の2地から 同区同 1 丁目58番の2地まで (参考図参照)	告示の日
城 東 区 第2500号線の2	城東区中央3丁目1番の9地先から 同 区同 3 丁目1番の9地先まで (参考図参照)	告示の日

参考図

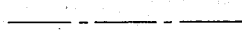
福島区



凡 例



廃止する部分



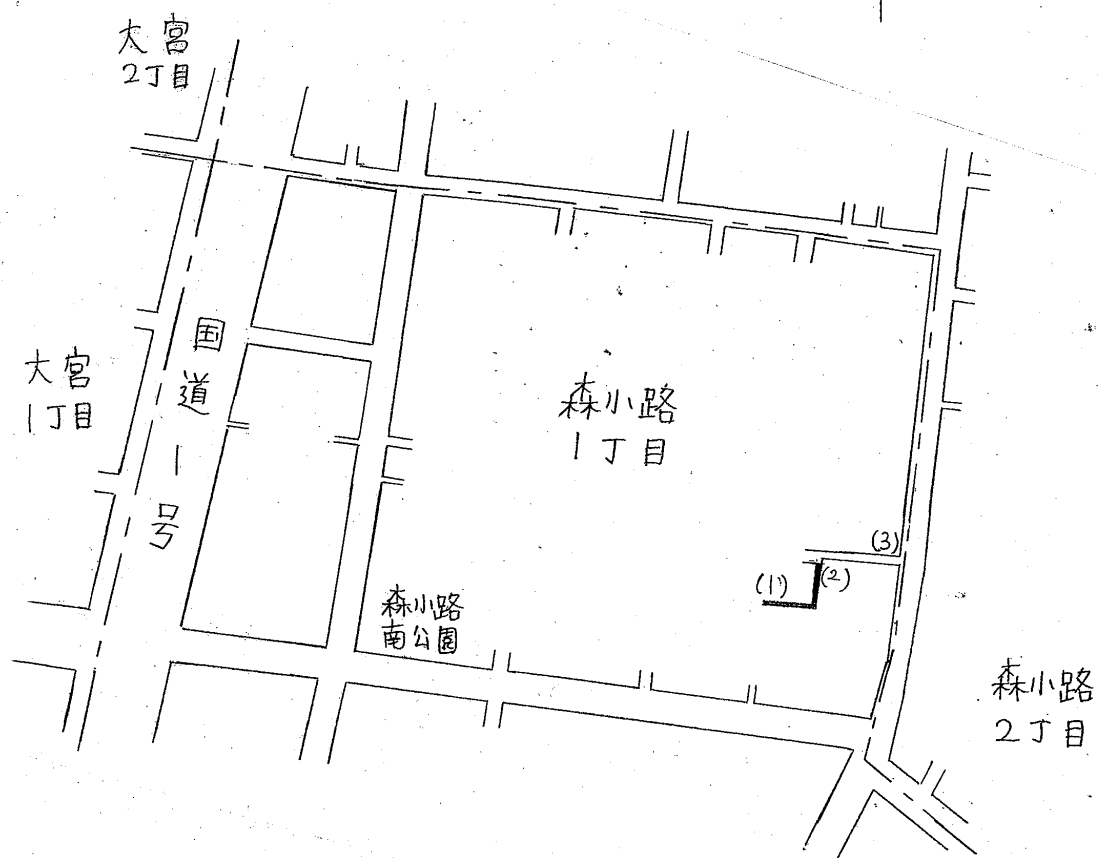
町 丁 界

説 明

西野田方面東西16号線(1)(3)間のうち(2)(3)間を廃止する。

参考図

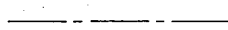
旭 区



凡 例



廃止する部分



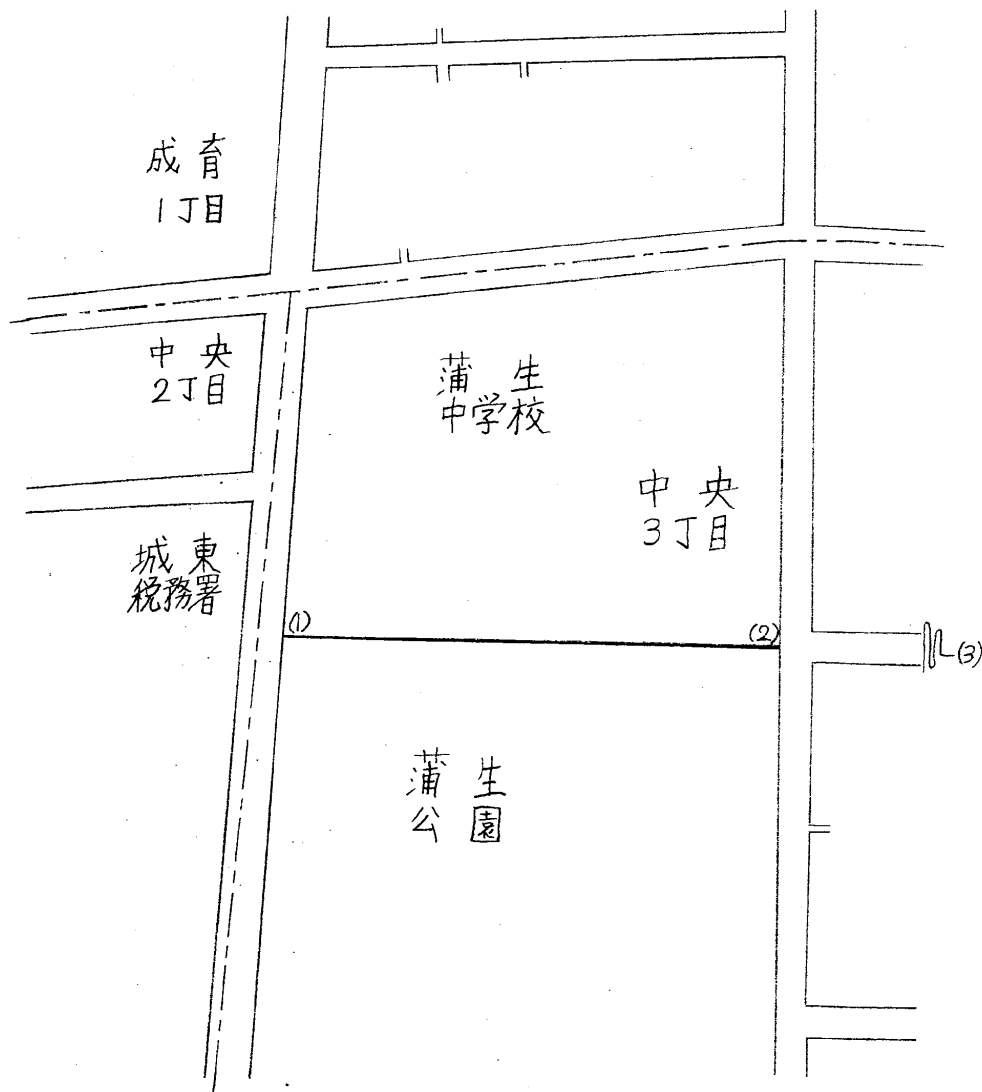
町 丁 界

説 明

旭区第1521号線 (1) (3) 間のうち (1) (2) 間を廃止する。

参考図

城東区



凡 例

 廃止する部分

----- 町 丁 界

説 明

城東区第2500号線の2(1)(3)間のうち(1)(2)間を廃止する。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1200号

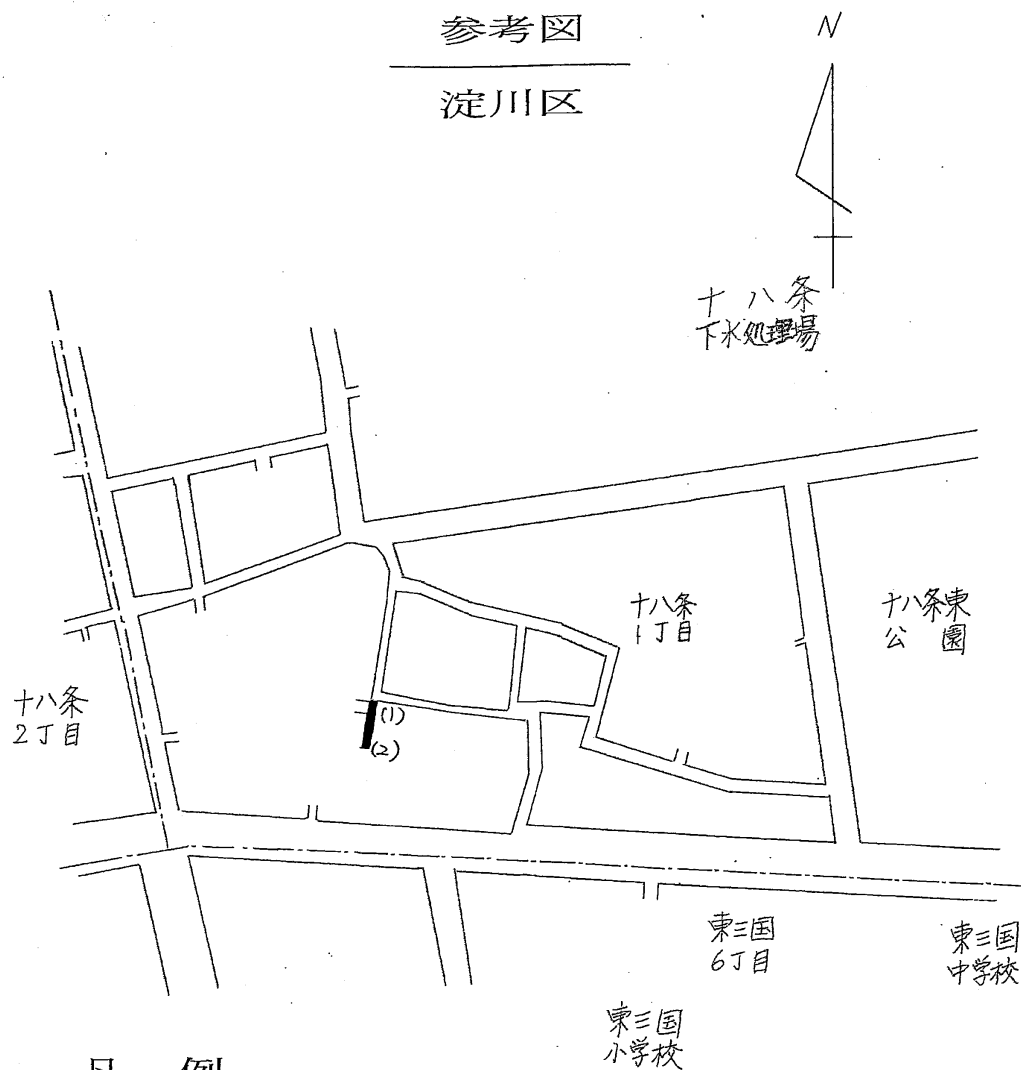
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	起 点 終 点	廃止の期日
東 淀 川 区 第 1 4 3 6 号 線	淀川区十八条 1 丁目107番の23地先 同 区同 1 丁目107番の13地先 (参考図参照)	告示の日



凡 例

- 廃止する部分
- 町 丁 界

説 明

東淀川区第1436号線(1)(2)間を廃止する。

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1201号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように市道の路線を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹			
路 線 名	旧 新 別	起 点	
		終 点	
天 満 橋 筋 3 丁 目 1 号 線	旧	北区天満橋 1 丁目 1 番の16地先 同区同 1 丁目 1 番の 1 地先	
	新	北区天満橋 1 丁目 1 番の16地先 同区同 1 丁目628番の 7 地 (参考図参照)	

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹			
路線名	区 間	敷 地 の	敷 地 の
		幅 員	延 長
天 満 橋 筋 3 丁 目 1 号 線	北区天満橋 1 丁目 628番の 7 地から	m	m
	同区同 1 丁目 628番の 7 地まで (参考図参照)	6.00 ～8.77	117.40

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

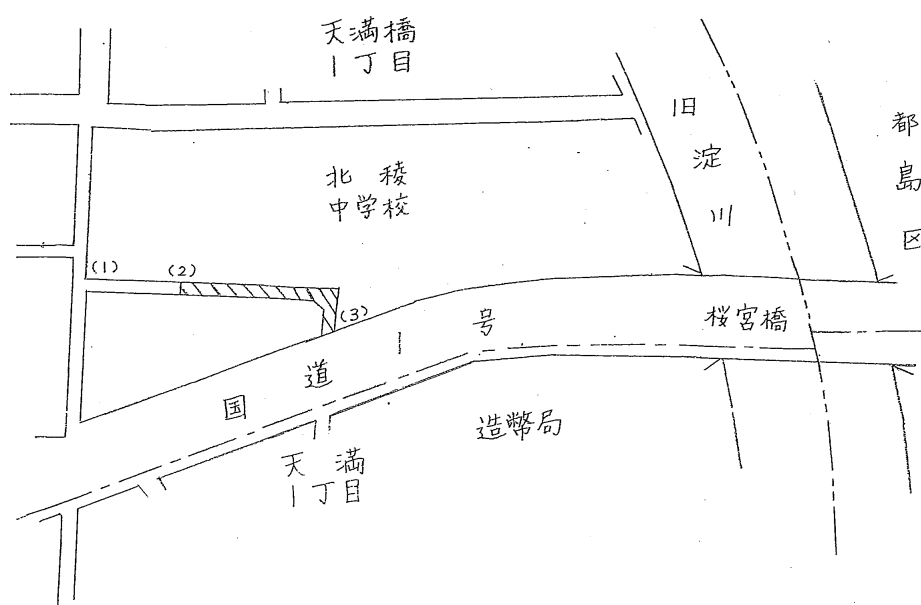
平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

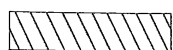
路 線 名	区 間	供用開始の期日
天 満 橋 筋 3 丁 目 1 号 線	北区天満橋 1 丁目 628番の 7 地から 同区同 1 丁目 628番の 7 地まで (参考図参照)	告 示 の 日

参考図

北区



凡 例



新たに道路となる部分



区 界



町 丁 界

説 明

天満橋筋3丁目1号線 (1) (2) 間を (1) (3) 間に路線変更する。

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第1204号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年10月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (スバル 白色)	此花区北港2丁目4番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1205号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月 5 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年10月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
大阪和泉泉南線	天王寺区悲田院町10番先	傘、段ボール等
平野区第1672号線	平野区平野西5丁目9番先	リヤカー

(建設局管理部路政課)

大阪市交通局告示第45号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年10月 5 日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1－1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 製造物品及び数量

自動精算機（東三国駅ほか38駅） 一式
（電子入札対象案件とする。）

(2) 製造物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成25年3月22日

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年10月22日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「19:産業用機器」で登録していること
- (5) 日本鉄道サイバネティクス協議会の会員であること
- (6) 日本鉄道サイバネティクス協議会が定める規格（C J R C規格）の開示を受けていること
- (7) 関西サイバネティクス協議会が定める規格（関西共通S F仕様、以下に示す仕様書）の開示を受けていること
関西共通S Fカードシステム仕様書
関西共通S Fカード仕様書
- (8) スルッとKANSAI協議会が定める共通I Cカードの各種基本仕様書の開示を受けていること
- (9) 本市交通局の連絡運輸（近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社（相互直通各社）に対する連絡運輸）及び乗継制度（バス乗継制度、併算割引制度など）と同等以上の連絡運輸及び乗継制度を有する鉄道事業者に対して、駅務機器（自動出改札システム）の納入実績があること
- (10) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及びメンテナンス等について、適切かつ迅速な整備体制を有することの証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局
（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成24年10月22日（月）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成24年10月22日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日
を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6251

6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成24年12月3日（月）及び同月4日（火）午前9時から午後5時ま
で
 - イ 開札予定日時 平成24年12月5日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成24年12月5日（水）午前11時から午前11時30分まで
 - イ 開札予定日時
平成24年12月5日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第
4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以
下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成24年12月4日（火）
午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年10月22日（月）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fare adjustment machine manufacture for Higashimikuni Station and thirty-eight other stations 1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 22 October 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 3 December 2012 to 5:00PM, 4 December 2012
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 5 December 2012
 - ③ by post: 5:00PM, 4 December 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(交通局総務部経理課)

大阪市交通局告示第46号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年10月5日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 製造物品及び数量
簡易型床上車輪旋盤 一式
(電子入札対象案件とする。)
- (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月14日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年10月22日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「19:産業用機器」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成24年10月22日（月）午後5時まで無償により交付する。
(ただし、本市の休日を除く。)

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成24年10月22日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6251

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成24年12月3日（月）及び同月4日（火）午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成24年12月5日（水）午前11時30分

ウ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成24年12月5日（水）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成24年12月5日（水）午前11時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成24年12月4日（火）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年10月22日（月）午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Simplified Wheelset lathe on floor 1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 22 October 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 3 December 2012 to 5:00PM, 4 December 2012
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 5 December 2012
 - ③ by post: 5:00PM, 4 December 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(交通局総務部経理課)

大阪市水道局告示第59号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年10月5日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指定開始日
大阪厚生 信用金庫	関目支店	大阪市城東区関目5丁目4番3号	平成24年 10月17日

(水道局総務部経理課)

大阪市監査委員告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を他の者に補助させることについての協議を行い、協議が調ったので同条第2項の規定により告示する。

平成24年9月26日

大阪市監査委員	東	貴	之
同	漆	原	良
同	高	橋	敏
同	高	瀬	桂

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間

- 1 氏名 森村 照私
住所 奈良県大和高田市日之出東本町6-20
期間 平成24年9月26日から平成25年3月31日まで
- 2 氏名 谷本 章浩
住所 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺402-3
期間 平成24年9月26日から平成25年3月31日まで

(行政委員会事務局監査部監査課)

(平24. 9. 26揭示済)

大阪市監査委員告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年10月5日

大阪市監査委員	東	貴	之
同	漆	原	良
同	高	橋	敏
同	高	瀬	桂

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市長 橋 下 徹

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

措 置 状 況 報 告 書

報告監24の第17号

監査の対象：平成23年度定期監査等 ゆとりとみどり振興局天王寺動植物公園

事務所所管事務

所管局：ゆとりとみどり振興局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 収納した歳入の払込遅れなど現金の管理について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 会計規則によれば、収納した歳入について、出納員等は、納付書により、その翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。 しかしながら、現金で収納した動物園サポーター寄付金等について、払込が遅れているケースが見受けられたので、適正に行うよう注意されたい。 また、現金出納簿に記載誤りが見受けられたが、現金管理にかかる最初の管理台帳である重要性に鑑み、基本チェックの徹底を図られたい。 (注)「天王寺動物園サポーター」とは、飼料費等の運営費を提供(寄付)する個人又は団体のこと。 登録費(1口)は個人5,000円、団体50,000円であり、登録期間は申込日から1年後の当該月末まで。無料で10回まで入園できるなどの特典がある。	動物園サポーター寄付金等にかかる払込については、その翌日までに指定金融機関等に払込とともに、少額の場合でも会計規則に基づく払込を行うよう現金取扱員等に周知徹底を図り、改めて適正な払込を行っております。 また、現金出納簿については、会計規則に基づく書式に改めるとともに、平成23年度分についても修正を行いました。 さらに、記載原因の発生の都度、記載内容を十分に確認しながら記載するよう周知徹底を図るとともに、分任出納員及び管理監督者において厳重にチェックを行っております。 (平成24年5月1日措置済)	措置済 (24. 7. 27)
2 収入事務について (1) 調定事務が遅延していたので注意するよう求めたもの 公園条例施行規則によれば、使用許可の期間が1年を超える場合の公園使用料の納付時期は、2年目以降は4月中とされているが、2月以上事務が遅延しているものが	使用許可の期間が1年を超えるもの(継続分)については、公園条例施行規則で定める納期を遵守するよう周知徹底を図りました。 なお、継続分にかかる平成24年度の調定事務については、す	一部措置済 (24. 7. 27)

見受けられたので、注意されたい。	べて終了いたしました。 (平成24年4月2日措置済)	
(2) 動物園等への入園料減免の取扱等について 根拠規定の適用関係の整理を求めたもの 天王寺動物園への入園にかかる使用料についてクーポン等の持参者に対しては、使用料の減免について定める公園条例第15条第2項第1号の団体割引を適用し1割から3割の減額を行っているが、想定人数の算出根拠が明確でないものや、クーポン利用入園者数が想定人数に満たないにもかかわらず割引しているものが見受けられたが、そもそもクーポン等による入園に団体割引を適用することの適否が明らかとは言えない。 また、天王寺公園及び天王寺動物園への入園に際し、利用者の利便性向上の観点から団体発行券により後日精算の取扱いとしているものが見受けられたが、同使用料については、使用料の納付時期の例外について定める公園条例施行規則第19条ただし書が適用されるとは考えがたい。 クーポン等による団体割引や団体発行券による後日精算の取扱いを行うためには、関係規定の整備の必要性を検討するなど整理されたい。	集客効果の高い民間企業や周辺地域団体が実施するイベント等と本市が連携する場合に、これまでではクーポン等の持参者に団体割引としての適用を行ってまいりましたが、今後は、公園条例第15条3項及び公園条例及び同施行規則運用要綱4(1)の「本市が使用するとき」の規定に基づき、減免を行うことに整理いたしました。 なお、減免にあたっての金額設定については、過去のクーポンの使用実績等を基準に決定することとし、過去に実績のない場合は、当該事業の内容を十分に精査しながら、適否を含めて判断してまいりたいと考えております。 また、後日精算の取扱いとしているものについては、後納規定を整備した場合、未収金となる可能性があることから、今後は、前払いとして取扱いを行います。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 27)
3 時間外勤務命令手続について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載するとされている。しかしなが	超過勤務命令の適正化に向けて、申請者に対しては、業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由等を具体的に記載するよう指導するとともに、命令権者に対しては、承認にあたって記載内容が十分であるか精査するよう、改めて周知徹底を図りました。 「時間外勤務の縮減にかかる指針」に基づき、今後とも十分に	措置済 (24. 7. 27)

ら、平成24年1月の時間外勤務命令状況を確認したところ、業務内容や時間外勤務が必要な理由の記載がないものや、期限との関係等が必ずしも明らかでなく、時間外勤務が必要である理由の記載が不明確であるものが見受けられたので、注意されたい。	説明責任を果たせるよう取り組んでまいります。 (平成24年5月1日措置済)	
5 契約事務について (1) 決裁権者を誤っていたので注意するよう求めたもの ゆとりとみどり振興局部課長等専決事項要綱によれば、1件2,000万円以下で500万円を超える工事以外の経費の支出決定は企画部長の専決事項とされているが、予定価格が約1,400万円の業務委託に係る経費の支出決定について、下位のポストである総務担当課長により決裁されていた。権限ある職員による意思決定を行うことは、会計事務の基本であるので、注意されたい。	文書の起案時には、起案者が専決要綱を十分に確認・遵守するよう改めて周知徹底を図るとともに、文書主任等が適正な決裁ルートか厳格に審査を行うなど、複数での確認体制を整理いたしました。 (平成24年5月1日措置済)	措置済 (24. 7. 27)
(2) 業務委託に係る履行の確認について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、適正な履行の確保は、契約の目的そのものであり、適正な履行が確保されなくては、適正な契約とはいえないことから、履行確認方法については、履行状況の確認に必要な書類について整備するとともに、履行体制を把握し、その管理を厳正に行う必要があるとされている。 しかしながら、業務委託の仕様書や業務実績報告書等を確認したところ、仕様書に定められた書類が提出されていないものなどが多数見受けられたので、注意されたい。 また、未提出の書類の中には、履行確認の際に不要なものも含まれていたため、履行確認の手續や必要書類について精査し、実効性のある事務を執行されたい。	仕様書に定める書類については、業務実態を踏まえ、その内容を精査するとともに、必要とする書類については、仕様書に基づき必ず受領するよう周知徹底を図りました。 なお、平成23年度における業務委託のうち、監査時点で提出されていなかった書類については、監査指摘後速やかに書類を提出するよう受託者に指示し、受領いたしました。 また、業務の実態等から不必要となっている書類については、平成24年度の契約から見直すとともに、長期継続契約分についても、指示書により受託者へ不必要な旨を通知いたしました。 今後とも、適宜、履行確認の手續きや必要書類について、精査を行ってまいります。	措置済 (24. 7. 27)

	(平成24年 5 月18日措置済)	
6 財産管理事務について (1) 所管する土地等の台帳管理の徹底を図るよう求めたもの等 財産条例によれば、市の財産については、その種類ごとに財産台帳を備え、財産の所在、数量、価格その他必要な事項を記載し、財産に変動があったときは、直ちにこれを補正しておかなければならないとされているが、天王寺動植物公園事務所が所管する土地及び建物について、抽出により台帳及び現物の照合を行ったところ、台帳への記載が漏れているもの、台帳の抹消が必要であるもの及び台帳の記載事項と現物が一致していないものが多数見受けられた。 公会計制度改革が進められる中、本市においても資産の実態把握と情報開示がとりわけ求められていることから、重要な資産である不動産については、早急に所要の措置を講じ台帳の正確性を確保するとともに、取得・除去にかかる手続を徹底されたい。 なお、他の部局の土地を利用して公園を開設しているものが見受けられたが、財産管理事務の効率化を図るため、市内部の土地の所管関係についても整理されたい。	建物を取得・処分する際に必要となる事務手続きについて、フローを作成し、局内各担当への周知を行いました。 (平成24年 6 月20日措置済)	一部措置済 (24. 7. 27)
(2) 公園の占用許可関係の確認の徹底を図るよう求めたもの 天王寺動植物公園事務所においては、所管する公園の占用許可に関する事務を行っているが、抽出により許可内容と現状を照合したところ、許可が漏れているものや占用の面積や形状が許可条件と異なっていたものなどが見受けられたので、公園が適切な状態に保たれるよう常に現状を確認し、効率的な管理を行うよう注意されたい。	天王寺動物園において許可条件と現状が不整合となっていた件につきましては、平成24年度からの事業者の変更とあわせて、許可条件（図面）と現状が一致するよう指導を行い、適正な状態となっております。 今後も、適宜現状確認を行い、適正な管理を行ってまいります。 (平成24年 4 月 1 日措置済)	一部措置済 (24. 7. 27)
7 備品の管理について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 天王寺動植物公園事務所が所管する備品について、抽出により台帳及び現物の照合を行	備品台帳への登録漏れや抹消漏れ等については、あらためて事務所が所管する備品の確認を行ったうえで、現状に即した備	一部措置済 (24. 7. 27)

ったところ、台帳への記載が漏れているもの、台帳の抹消が必要であるもの及び現物を管理するために必要である備品整理票等の表示がされていないものが多数見受けられたので、会計規則に基づき適正に管理するよう注意されたい。 なお、公園に設置された遊具について、備品として台帳へ記載されているものと消耗品あるいは設備として処理され台帳への記載がないものが混在していたが、関係部局とも協議し、適切な資産計上のあり方について検討されたい。	品台帳として整備いたしました。 また、備品台帳の整備と合わせて、備品整理票等の表示がないものについては、速やかに整理票等の表示を行いました。 今後は、定期的に備品の点検を行うなど、適正な備品管理の徹底に努めてまいります。 (平成24年 7 月14日措置済)	
8 文書の管理について不備が見受けられたので注意、改善するよう求めたもの 天王寺動植物公園事務所が作成した文書について閲覧したところ、管理台帳となる文書管理システムへの登録が漏れているもの、簿冊目録と一致しないもの、誤って編集されているものが多数見受けられたので、公文書管理規程に基づき適正に管理されたい。 また、発出した公文書と作成日に矛盾があるものが見受けられたので、事務の執行について注意されたい。 さらに、職員の業務執行状況を把握するため作成される業務用車両の運転日誌については、前回監査実施時（平成17年度定期監査等）において記入の徹底を求めたところであるが、今回においても、依然として記入内容が不十分であったので、早急に改めるとともに、管理者による適時厳正なチェックを行われたい。	公印審査を必要とする文書等については、文書管理システムでの起案・登録を行うよう改めて周知徹底を図るとともに、簿冊名称の不一致等については、平成24年度から簿冊名称毎に担当課で統一して文書を編綴することといたしました。 また、文書管理の適正化に向けて、起案日・決裁日等の確認など基本的事項の周知徹底を図るとともに、文書主任等において、内容の審査を厳格に行い、適切な文書管理に改めております。 さらに、運転日誌については、車両を使用する職員に対して記載の徹底を厳に指示いたしました。 (平成24年 5 月 1 日措置済)	一部措置済 (24. 7. 27)

報告監24の第18号

監査の対象：平成23年度定期監査等 環境局所管の土木、電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管局：環境局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
2 施設の保全業務において事業執行が適正に行われていなかったもので注意するよう求めたもの 「北部環境事業センター外10ヵ所建築保全（空調設備等）保守点検業務委託」は、各環境事業センター等の空調設備等の保守点検を目的としている。 しかしながら、北部環境事業センターについては、保守点検業務と同時期に機器の更新工事が予定されていたにもかかわらず、施設の保全計画担当と保守点検業務発注担当との連携を欠いており、例年どおりの発注内容となっていたため、撤去される予定の機器が保守点検業務の対象となっていた。 また、受託者からは、保守点検報告書にて対象機器が既に撤去されており、点検業務が履行できなかったことが報告されていたにもかかわらず、監督職員は必要な契約変更手続を行っておらず、検査・監督職員においても、履行確認が適正に行われないまま、検査を合格としていた。 今後は、施設の保全計画担当においては、所管施設に関する予算編成や発注内容の調整を徹底するとともに、業務発注担当においては、厳正な履行確認を徹底することで、局内の事業執行が適正に行われるよう注意されたい。	今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年 6 月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は、予算要求時及び発注前に設備の更新計画と点検計画について保全計画担当と点検業務発注担当とで十分に打合せを行ったうえで仕様書を作成し、厳正な履行確認を徹底することで、局内の事業執行が適正に行われるよう注意します。 (平成24年 6 月25日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
4 仕様書等に履行確認に必要な事項が記載されていなかったもので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、仕様書は予定価格の算定及び検査、監督等の履行確認を行う際の基準となる書類であり、業務内容を示した仕様書等については、契約の履行にあたり疑義の生じないように努めて詳細に記載しなければならないとしている。 しかしながら、「地盤沈下・地下水位観測	環境管理部管理用地除草作業業務委託、高濃度汚染調査業務委託（旧自動車交通環境計画推進事業調査業務委託）については、平成24年度契約において、仕様書を改め、安全管理や業務の履行状況の写真管理など業務の履行確認に必要な事項を記載しました。 また、今回の監査での指摘を	措置済 (24. 7. 23)

業務委託」ほか8件については、設計図書に委託する業務内容は記載しているものの、業務を実施する際に必要な安全管理や業務の履行状況の写真管理など業務の履行確認に必要な事項が仕様書等に記載されておらず、業務の一部が適正に履行されたか確認できない状況であった。 今後は、業務委託の仕様書等に履行確認に必要な事項を詳細に記載し、業務委託の履行確認が適正に行われるよう注意されたい。	受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は、業務委託の履行確認を適正に行います。 (平成24年6月25日措置済)	
5 業務委託契約及び工事請負契約におけるコスト管理について (1) 業務委託金額の経年推移に妥当性が確認できなかったので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託契約適正化のためのチェックポイントとして、業務内容の一単位当たり委託金額の経年推移に異常はないかを確認することとしている。 しかしながら、「精霊流し仮設照明設置業務委託」については、赤川橋ほか2か所の仮設照明設置において、平成22年度と平成23年度が同じ業務内容であるにもかかわらず、委託金額が平成22年度と比較して平成23年度はいずれも増額となっていたが、受託者から徴取した見積書の内容も一式表記となっていたため委託金額の妥当性を確認することができなかった。 今後は、見積書の徴取にあたって、金額の妥当性が確認できるよう、人件費や材料費等の詳細な内訳を添付するよう徹底するとともに、業務内容と契約金額の整合性を図る等、コスト管理を徹底するよう注意されたい。	見積書を徴取するにあたり、内容及び金額の妥当性の確認について、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は、見積書については、費用の妥当性が検証できるよう適正に徴取し、コスト管理を徹底します。 (平成24年6月25日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(2) 業務の履行に要した実績工数を把握していなかったので注意するよう求めたもの 「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、その業務を履行するにあたっての日数、人員等が適正であったかどうかを検討	環境データ処理システム保守管理業務、大気汚染常時監視テレメータシステム保守管理業務委託及び環境保全関係業務処理システム関連業務の平成23年度	措置済 (24. 7. 23)

し、次回仕様書の作成にあたっての資料とするなど、委託内容のさらなる経済的、効率的上を図る必要があるとしている。 しかしながら、「大気汚染常時監視テレメータシステム再構築に伴うプログラム開発業務委託」ほか6件については、受託者から業務を履行するために要した実績工数を記載した報告書等を徴取しておらず、また、「環境データ処理システム更新に係るソフトウェア開発業務委託」については、不適切な算出方法による実績工数が計上されており、日数、人員等が具体的に記載されていないかった。 今後は、業務の履行を確認した後に実績工数が把握できる業務報告書を徴取し、次回仕様書の作成にあたっての資料とするなど、委託内容のさらなる経済的、効率的上を図るよう注意されたい。	の業務委託契約につきましては受託者から、作業実績管理表を徴取し、見積りとの妥当性を確認しました。 また、今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後、業務委託契約の際は仕様書に実績工数が把握できる業務報告書等を提出するように明記し、確実に徴取します。 (平成24年6月25日措置済)	
(3) 工場焼却設備のコンピュータ設備にかかる工事請負の見積書が一式表記であったので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「適正な契約のための工事・施設修繕等の検査について」によれば、見積書の取得にあたっては、施行期間や修繕の方法等の条件明示に努めることとしている。 しかしながら、「舞洲工場焼却設備中間整備工事」ほか2件については、見積書においてハード改造費やソフト移行費が一式表記となっていたため、費用の妥当性を検証することができなかった。 今後は、契約書どおりの出来上がりになっているか履行確認が行える詳細な見積書を適正に徴取し、コスト管理を徹底するよう注意されたい。	ご指摘を踏まえ、施設管理課長より平成24年4月6日及び4月23日付で、焼却工場の整備工事の設計・積算を担当する全工場長に対し、ご指摘の内容及び主旨と、その措置方法等について、周知文書を発送し、各工場内の担当者に対しても、指導の徹底を指示し、7月11日には、各工場の技術担当係長会において、研修会を実施し、さらなる周知徹底を行いました。 また、環境局として、今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後、見積書については、費	措置済 (24. 7. 23)

	用の妥当性が検証できるよう適正に徴取し、コスト管理を徹底するよう注意します。 (平成24年7月11日措置済)	
6 積算根拠となる見積書を保管していなかったもので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、予算金額の積算根拠が妥当で合理的なものか確認することとなっている。 しかしながら、「西三国センター外9施設冷暖房設備（室内機等）点検業務委託」については、見積業者から徴取した見積書を保管しておらず、積算金額が妥当で合理的なものか確認できないものが見受けられた。 今後は、積算金額の確認が妥当で合理的なものか確認できるよう、徴取した見積書を適正に保管するよう注意されたい。	今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は、徴取した見積書を適正に保管します。 (平成24年6月25日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
7 予定価格の積算根拠が明確でなかったもので注意するよう求めたもの 契約規則によれば、工事等の予定価格については、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めることとしている。 また、契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託契約適正化のためのチェックポイントとして、積算根拠が妥当で合理的なものか確認することとしている。 しかしながら、「地盤沈下・地下水位観測業務委託」ほか5件については、過去の見積り及び歩掛を用いて予定価格を算出しており、積算根拠が不明確な状況であった。 また、「鶴見工場排出焼却残滓処分業務委託」ほか6件については、予定価格を当初予算額の範囲内にするため、当初予算額から予定価格を算出しており、積算基準等に基づいた予定価格となっておらず積算根	環境管理部管理用地除草作業業務委託については、平成24年度契約において、「公共工事設計労務単価」を適用して予定価格の積算を行いました。 高濃度汚染調査業務委託（旧自動車交通環境計画推進事業調査業務委託）については、積算基準を原則「設計業務等標準積算基準書」及び「同参考資料」によるものとして統一し、本基準書によらないものは見積書を取ることに改めました。また、仕様書に受託者より業務実施に要した工種別の員数表の提出を求める記載を追加し、予定価格の積算の妥当性を確認するとともに次年度の積算資料の参考とすることに改めました。 「鶴見工場排出焼却残滓処分	措置済 (24. 7. 23)

拠が妥当でなかった。 今後は、予定価格の算出において、国の積算基準等を適用するなど適正に積算を実施するよう注意されたい。	業務委託」ほか6件については、平成24年7月1日に、『焼却工場排出焼却残渣処分業務委託費積算運用基準』を策定し、周知しました。 また、環境局として、今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は、予定価格の算出において、国の積算基準等を適用するなど適正に積算を実施するよう注意します。 (平成24年7月1日措置済)	
8 業務委託及び修繕請負等における下請負について (1) 元請負人の実質的な関与が確認できなかったので注意するよう求めたもの 建設業法によれば、建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならないとしており、いわゆる一括下請負は、工事の質の低下、労働条件の悪化や工事施工責任の不明確化などを招くことから禁止されている。また、「一括下請負の禁止」(平成4年12月17日建設省経建発第379号)では、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当するとしている。 しかしながら、東南環境事業センター内の平野容器包装プラスチック中継施設の「自動火災報知設備修理」については、本来元請負人が作成すべき消防への届出書の「工事の施工者」及び「消防設備士」が、	元請負の実質的な関与の確認について、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は契約相手方への指導を徹底し、適正な工事監理を実施するよう注意します。 (平成24年6月25日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

下請負人の名前で届けられていた。また、それ以外の工事関係書類においても、本修理において元請負人が実質的に関与していることが確認できる書類が見当たらず、一括下請負であるとみなされても、やむを得ない状況であった。 今後は、契約相手方への指導を徹底し、適正な工事監理を実施するよう厳に注意されたい。		
(2) 下請負人の届出について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 「西三国センター外1施設の敷地内経年ガス管修繕」ほか2件については、業務委託契約書によれば、業務を他に委任し、又は請け負わせる場合は、書面により甲の承諾を得なければならない、また、修繕請負契約書においても、修繕を一括して第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、あらかじめ書面により承認を得なければならないとしているにもかかわらず、下請負業者の承認及び承諾を書面により行っていないかった。 今後は、請負者が下請負業務を他に委任し、又は請け負わせる際には、適正に承諾等を書面により行うよう注意されたい。	今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は、請負者が下請負業務を他に委任し、又は請け負わせる際には、適正に承諾等を書面により行います。 (平成24年6月25日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
9 請負者及び受託者から徴取する書類の不備について (1) 契約後に徴取すべき書類に不備があったので注意するよう求めたもの 「作業対象者名簿管理システム保守業務委託」ほか3件については、業務委託契約書によれば、受託者は契約後一定期間内に工程表、業務責任者届等の書類を提出しなければならないとしているにもかかわらず、受託者から必要書類が提出されておらず、工程や業務責任者等を確認できない状態で業務委託を実施していた状況が見受けられた。 今後、契約書等により提出が義務付けら	契約後に徴取すべき書類に不備があったものについては、受託者から書類を徴取しました。 また、今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、環境局として「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は契約書等により提出が義務付けられている書類が定められている期限までに提出され	措置済 (24. 7. 23)

れている書類が定められている期限までに提出されない場合は、適切な履行確認ができないため、速やかに受託者への指導等により必要書類を提出させ、契約事務を適正に執行されるよう注意されたい。	ない場合は、適切な履行確認ができるよう速やかに受託者への指導等により必要書類を提出させ、契約事務が適正に執行されるよう注意します。 (平成24年6月25日措置済)	
(2) 工事・施設修繕等の検査が適正に行われたかどうか確認できなかったので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「適正な契約のための工事・施設修繕等の検査について」によれば、小規模な工事・施設修繕等であっても、検査関係書類として少なくとも施工前後状況が分かる写真などを備えることとしている。また、書類および現場確認により、当該工事・施設修繕等の契約書、設計図書、仕様書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質等について確認することとしている。さらに、環境局作成の特記仕様書においても、工事完了後容易に確認できない部分は原則撮影することとしており、工事写真の整理上必要な場合は黒板などを設置し、必要に応じて施工場所、内容を記入のうえこれを写し込むこととしている。 しかしながら、今回の監査で確認したところ、以下の不適正な事例が見受けられた。 ア 「平野工場焼却設備整備工事」ほか7件については、報告書において工事の実施状況などが不明瞭であったものや打合せの議事録が一部提出されていないものなど、適正に履行確認を行ったかどうか確認できない事例が見受けられた。 イ 「中部環境事業センター出張所構内電話設備修理」ほか15件については、写真記録が提出されていないもの、施工状況が分かるよう「撤去前」「配線	ご指摘を踏まえ、施設管理課長より平成24年4月6日及び4月23日付で、焼却工場の整備工事の設計・積算を担当する全工場長に対し、ご指摘の内容及び主旨と、その措置方法等について、周知文書を発送し、各工場内の担当者に対しても、指導の徹底を指示し、7月11日には、各工場の技術担当係長会において、研修会を実施し、さらなる周知徹底を行いました。 また、環境局として、今回の監査での指摘を受け、適正な業務委託契約事務の遂行のため、「適正な契約事務遂行のための照合表」を作成し、平成24年6月25日に各課、事業所あて通知し、局内担当者への説明会を行いました。 今後は、請負業者に対しても、報告書や写真記録等を適正に提出するよう、契約後の工程会議等において指導し、工場・施設修繕等の検査を適正に行います。 (平成24年7月11日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

中」「取付後」等と書いた黒板を写し込むべきところを全て黒板に「撤去・配線・取付」と書いていたものなど、適正に履行確認を行ったかどうか確認できない事例が多数見受けられた。 今後は、報告書及び写真記録の作成・受領にあたって、履行が確認できるものになっているか十分に確認し、工事・施設修繕等の検査が適正に行われるよう注意されたい。		
10 消防設備の不良箇所が放置されていたので注意するよう求めたもの 消防法によれば、事業場は、消防用設備について、政令で定める技術基準に従って、設置し、維持しなければならないとしている。また、防火管理者は、防火上必要な設備の維持管理やその他防火管理上必要な業務を行わなければならないとしている。 しかしながら、「北部環境事業センター外16ヵ所消防用設備等点検業務委託」ほか2件については、21施設の消防設備のうち不良箇所が合計で199ヵ所報告されており、過去5年間にさかのぼり再度確認したところ、平成18年度から不良箇所が放置されている状況が見受けられた。 今後は、不良箇所について早急に必要な措置を講じるとともに、点検結果の状況を把握し、適正に防火管理者の業務を行うことで、消防法を遵守するよう注意されたい。	不良箇所として指摘がありました199ヵ所のうち、45ヵ所について措置しました。 また、ご指摘を踏まえ、平成24年6月22日開催の環境事業センター庶務担当係長会にて、ご指摘の内容、主旨及びその指摘に対する対応等について説明を行いました。 (平成24年6月29日措置済)	一部措置済 (24. 7.23)
11 消火栓をみだりに使用しないよう求めたもの 消防法によれば、何人もみだりに消火栓を使用し、その正当な使用を妨げてはならないとしている。 しかしながら、平野工場については、プラットホームの洗浄目的として高圧洗浄機が設置されているにもかかわらず、消防設備である消火栓を使用している状況が見受けられた。	平野工場におけるプラットホームの洗浄については、雑用水を利用して洗浄することができるよう改造を行いました。 今後は、消防法を遵守し、消火作業以外での消火栓の使用はいたしません。 (平成24年6月16日措置済)	措置済 (24. 7.23)

今後は、消火作業に支障をきたさないよう、防火対象物に設置されている消火栓については消防法を遵守し、みだりに使用しないよう徹底されたい。

報告監24の第19号

監査の対象：平成23年度定期監査等 都市整備局まちづくり事業部所管事務
(区画整理事業を除く。)

所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 現金、有価証券等について (1) 小口支払基金に係る領収証書や出納決議書に不備があったので注意するよう求めたもの 会計室作成の「小口支払基金取扱要領」によれば、資金前渡受領者は、債権者に対し前渡資金の支払を行った場合、あて先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名が記載され、領収印が押印された領収証書を債権者より徴取しなければならないとされているが、領収証書に取引内容の記載がないにもかかわらず受領しているものなど不備のあるものが見受けられた。 また、出納決議書において、訂正印漏れなどの不備が見受けられたので、適正な事務を行うよう注意されたい。	ご指摘を踏まえ、適正な事務処理を行うよう局内周知を行い、指導いたしました。また、訂正印漏れなどの不備については、今後このような不備のないよう確認体制を整えました。 (平成24年 5 月 7 日措置済)	措置済 (24. 7. 25)
(2) 公共交通機関等の回数券等の使用、保管について不備があったので注意、改善するよう求めたもの 会計室作成の「公金安全保管マニュアル」によれば、公共交通機関等の回数券等については、受払簿を用意して増減等の管理を確実にし、使用時以外は金庫等で保管しなければならないとされている。 しかしながら、大阪市営交通機関（地下鉄・バス・ニュートラム）回数カードについて、残額がなくなるまで長期にわたり個人に使用、保管させていたものや、受払簿	ご指摘を踏まえ、回数券などの使用・保管等すべての事務処理を、それぞれの担当内において、実施するよう改善を行いました。 (平成24年 4 月 1 日措置済) また、局内においても同様の事例が生じないように周知徹底を図りました。 (平成24年 5 月 7 日措置済)	措置済 (24. 7. 25)

や使用状況を記載する精算書の記載に不備があるもの等が多数見受けられたので、適正な管理を行うよう注意されたい。 なお、生野南部事務所の取扱責任者は、本局の住環境整備課長となっており、回数カードの使用状況や返却等を、同事務所でその都度確認できる状況になっていなかったもので、改められたい。		
2 勤怠関係命令が事後になっていたものが見受けられたので注意するよう求めたもの 総務局作成の「勤務情報システムの運用にかかる取扱について」によれば、職員への勤怠上の命令は、事前に行うことが原則とされているが、平成23年10月及び11月の勤怠状況を確認したところ、休日勤務命令及び市内出張命令が事後になっていたものが少なくなく、中には、複数回の市内出張命令について後日にまとめて命令しているものも見受けられたので、注意されたい。	ご指摘を踏まえ、事前申請・事前承認を徹底するよう局内周知を図りました。 (平成24年 2 月28日措置済)	措置済 (24. 7. 25)
3 時間外勤務命令手続について不備が見受けられたので注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの 総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や、時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載するとされている。 しかしながら、平成23年10月及び11月の時間外勤務命令状況を確認したところ、時間外勤務が必要な理由の記載がないものや期限との関係等が必ずしも明らかでなく、時間外勤務が必要である理由の記載が不明確であるものが多数見受けられた。 また、休日出勤に係る時間外勤務命令を行っていないため超過勤務手当が未払とな	勤務情報システムによる時間外勤務の申請及び承認については、ご指摘を踏まえ速やかに記載内容の確認を徹底するよう局内周知を図りました。 (平成24年 2 月28日措置済) また、休日出勤にかかる時間外命令を行っていない未支給については追給し、休憩時間の認定誤りによる未支給・過払いについては、追給・戻入の処理を行いました。 (平成24年 4 月17日措置済)	措置済 (24. 7. 25)

っているものや、休憩時間の認定に誤りがあるため超過勤務手当が過払もしくは未払となっているものなどが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。		
4 市内出張旅費の支給誤り等があったので注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの 平成23年10月、11月及び12月の市内出張交通費請求書等を確認したところ、通勤経路を考慮した旅費計算となっていなかったために過払となっているものや、運賃単価を誤って計算しているものなどが多数見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。	ご指摘を踏まえ、市内出張交通費の請求にあたって、同様の誤りが生じないよう速やかに確認を徹底するよう局内周知を図りました。 (平成24年5月7日措置済) また、過払い分についても、戻入の処理を行いました。 (平成24年5月11日措置済)	措置済 (24. 7. 25)
5 支出事務について不適切な取扱い等が見受けられたので注意、改善するよう求めたもの 会計室通知（平成21年1月会計第258号）によれば、債権者から受領した請求書に請求日の記載漏れがある場合、債権者に確認の上、本市の受付日をもって請求日とし、請求書に受付印を押す取扱いとすることとされているが、請求書の請求日欄を監査対象局担当者が債権者に確認し記載していたものが見受けられた。 このことは、会計室による「平成22年度会計事務調査」においても同様の指摘を受けていたものでもあるので、厳正に事務を遂行するよう改められたい。 このほか、出納員等は、請求書が正当な債権者のものであることを確認のうえ証印しなければならないが、その押印のないものや、請求印の再押印には証明が必要とされているが、その証明のないものなど、不備があるものが見受けられたので、注意されたい。	厳正な事務の執行に向け、ご指摘の内容を局内や受付業務を行う委託先に周知し、確認体制を整えました。 (平成24年5月10日措置済) また、押印のないものや再押印の証明がないものにつきましても、会計室通知に従い確認を徹底するよう出納員等に対し周知しました。 (平成24年5月7日措置済)	措置済 (24. 7. 25)
6 契約事務について (1) 見積書に関する事務が適切に行われていなかったもので注意するよう求めたもの 物品供給見積書や事業請負見積書において、業者記入欄の記載事項について監査対	ご指摘を踏まえ、局内周知の上、請負業者による記入の確認を徹底しました。また、添付書類の誤りを防ぐために、様式と記載例を作成し、適正	措置済 (24. 7. 25)

象局担当者が記載していたものや、物品供給見積書への添付書類が誤っているにもかかわらず受領しているものなど、不備があるものが多数見受けられたので、注意されたい。	な契約事務を行うように改善しました。 (平成24年4月20日措置済)	
(3) 検査及び履行確認に関する事務が適正に行われていなかったので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、適正な履行の確保は、契約の目的そのものであり、適正な履行が確保されなくては、適正な契約とはいえないことから、契約相手方からの履行報告書による確認、履行状況の確認に必要な書類について整備するとともに、履行体制を把握し、その管理を厳正に行う必要があるとされている。 しかしながら、工事請負検査調書に添付される請負業者作成の工事完成届の日付を監査対象局担当者が記載していたものや、物品購入に際し、検査を行った日が、納品書に記載の納品日より前になっているものなどがあったので、注意されたい。	ご指摘を踏まえ、同様の誤りが生じないよう完成届の受領の際の記載の確認と請負業者による記入の確認を徹底するよう指導しました。 (平成24年5月8日措置済)	措置済 (24. 7. 25)
7 行政財産の使用許可手続に不備があったので注意するよう求めたもの 財産規則によれば、使用許可を受けた者は、保証金を納付し、又は確実な担保を提供しなければならないが、使用料を前納したとき等の場合には、その全部又は一部を免除することができるとされている。 しかしながら、監査対象局においては、前納の有無を問わず、保証金を免除していたので、注意されたい。 また、同規則によれば、使用許可期間満了後も引き続き使用の許可を受けようとする使用者は、期間満了前30日までに申請しなければならないとされているが、期間満了日の30日前までに申請されていないものや、申請書の使用期間が記載されていないにもかかわらず	ご指摘を踏まえ、許可書の条文を「前納したときは保証金を免除する」と改善しました。 なお、局内においても許可書の条文の記載を統一するように通知を行いました。 (平成24年4月6日措置済)	一部措置済 (24. 7. 25)

ず受領しているものなどが見受けられたので、注意されたい。		
8 補助事業について (1) 補助事業の事務処理について不備があったので注意するよう求めたもの 補助金等交付規則によれば、補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令、条例及び規則に違反していないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査することとされている。 しかしながら、監査対象局が所管する各種補助事業において、日付の記載や補助金交付申請区分の記載が漏れているにもかかわらず申請書類を受領しているものなど、不備があるものが見受けられたので、注意されたい。	厳正な事務の執行に向け、ご指摘の内容を局内や受付業務を行う委託先に周知し、確認体制を整えました。 (平成24年5月10日措置済)	措置済 (24. 7. 25)
(3) HOPEゾーン事業について補助要綱に沿った取扱いとなっていないものが見受けられたので注意するよう求めたもの 監査対象局においては、市内に存在する長屋や蔵などの伝統的建築物や近代建築物などを「まちなみ資源」と捉え、地域固有の環境を活かした居住地づくりを進めるため、市内6地区と1エリアでHOPEゾーン事業を実施し、建物所有者が行う外観等の修景に対する助成、並びに事業推進の中心となる各地区に組織された「HOPEゾーン協議会」に対する活動助成を行っている。 今回監査を実施したところ、建物の外観等の修景に対する「まちなみ修景補助」の実施要綱においては、補助金の請求は、補助金額の確定通知を受けた後に行うよう規定されているにもかかわらず、確定通知を行う前に請求書を受領しているものがあつたほか、同要綱等では請求書受理後30日以	確定通知を行う前に請求書を受領しているものについて、担当者の会議において、今後は通知後に請求を受けるよう徹底することを指示しました。 繰越額と平成23年度予算書の繰越額が異なっているものについては修正した予算書を受理して是正し、精算書に添付の領収書(写)のただし書きが漏れているにもかかわらず受領しているものについて、担当者の会議において、今後はチェックを徹底することを指示しました。 (平成24年3月14日措置済)	一部措置済 (24. 7. 25)

内に支払うと規定されているが、受理日の記録がなく、起算日が明らかでない状態となっているものも見受けられた。 また、H O P E ゾーン協議会の活動に対する補助金の交付要綱においては、年度計画書や収支予算書及び精算書の提出を義務付けられているが、平成22年度精算書にある繰越額と平成23年度予算書の繰越額が異なっているものや、精算書に添付の領収書（写）のただし書きが漏れているにもかかわらず受領しているものなどが見受けられたので、注意されたい。		
--	--	--

報告監24の第20号

監査の対象：平成23年度定期監査等 都市整備局公共建築部所管の建築に係る
工事等の施行状況 所管局：都市整備局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 積算について (1) 警備員の配置期間について、積算と実態が乖離していたため注意するよう求めたもの 建築技術協会が積算の基準としている都市整備局作成の「建築工事積算の手引き」によれば、警備員費用の積算については、契約当初の準備期間を見込んで、契約工期から1か月短い期間の配置を想定して算定することとしている。「福島小学校屋上ボールガラリー改修その他工事」においても、設計図書で工事中の安全対策のため警備員について1名を配置することと指定し、同積算の手引きに基づき、3か月余りの契約工期から約1か月を除いた2か月間の警備員の費用を計上していた。 しかしながら、本件工事は、工場等で製作したアルミ製のガラリー^(注)や既製品の手すりなどを取り付ける工事であり、小学校での取付作業は2か月も要しないことは設計時に想定できたと考えられ、実際に警備	部材の工場等での製作期間が工事期間の多くを占めるなど、警備員の配置期間が著しく短くなる場合は、別途工程表を作成し1日単位での積算を行うよう、「平成23年度建築工事積算の手引き」の一部改定を行いました。また、設計内容の確認項目リストの中に、警備員の期間算定が適正であるかを確認するため、1日単位での積算（スポット警備）のチェック欄を設けました。 今後も、警備員の配置期間算定について建築技術協会へ指導監督してまいります。 (平成24年6月29日措置済)	措置済 (24. 8. 2)

員が警備を行った日数は、積算で計上された警備日数より大きく下回っていた。 本件工事のように、製作物や既製品を取り付ける工事においては、画一的な基準を適用し警備員の配置期間を積算すると、実態と乖離することが起こり得るので、今後は、工事内容によっては、個々の工事で詳細な工事手順を想定して適切な警備員の配置期間となるよう、建築技術協会への指導監督に注意されたい。また、本件と同様の不適切な適用が生じないよう、手引きの記載内容の見直し等についても検討されたい。 (注) ガラリとは、雨水の侵入を防ぐための羽板がついた換気口		
(2) 設備工事を建築工事に包含する場合の経費を誤っていたため注意するよう求めたもの 「建築工事積算の手引き」によれば、設備工事を建築工事に含めて発注する場合の共通費の算出は、建築工事費には建築用に定められた率を、設備工事費には設備用に定められた率を乗じて算出し、それぞれを合算することとしている。 しかしながら、「南百済小学校外壁改修工事」の積算においては、設備工事費にも、設備用の率より高い建築用の率を乗じて算出していた。 今後は、適正な積算が行われるよう、建築技術協会への指導監督に注意されたい。	設備工事を建築工事に包含する場合の共通費算出に於いて、建築用・設備用の対象率に注意して算定するよう建築技術協会担当者会議にて職員へ周知しました。 尚、設備工事を建築工事に含めて発注する場合の共通費算定基準は、国の算定基準改定に伴い、建築用・設備用は同一対象率として平成24年度4月より新算定基準による事となり改訂しました。 今後も、設備包含工事の共通費算定について建築技術協会へ指導監督してまいります。 (平成24年4月1日措置済)	措置済 (24. 8. 2)
(3) 見積単価の積算を誤っていたため注意するよう求めたもの 「建築工事積算の手引き」によれば、見積単価を採用する場合、見積価格が市場価格と符合するよう見積単価に工種別に定められた調整率を乗ずることとしている。 しかしながら、「中川小学校プール塗装改修工事」の積算においては、見積単価に、	見積り採用に当たり、調整率の乗じ忘れが無いように建築技術協会担当者会議にて職員へ周知しました。また、設計内容の確認項目リストの中に見積単価確認項目を設け、確認するようにいたしました。 今後も、見積単価の採用に	措置済 (24. 8. 2)

調整率を乗じていないものが見受けられた。 今後は、適正な積算が行われるよう、建築技術協会への指導監督に注意されたい。	について建築技術協会へ指導監督してまいります。 (平成24年 5 月25日措置済)	
2 指定された工事用仮設を変更した際に契約変更を行っていなかったのに注意するよう求めたもの 工事用仮設は、一般には任意仮設のため契約変更の対象としないが、設計図書で仮設の設置が指定されている指定仮設の場合は、契約変更の対象としている。 しかしながら、今回の監査で確認したところ、以下の不適切な事例が見受けられた。 ア 「大領中学校外壁改修その他工事」において、設計図書では足場の近くを人が通行するおそれのある箇所と想定して防護柵を設置することとしていたが、学校との協議により通行止めとするなどにより安全を確保することで、防護柵の設置を取りやめていたにもかかわらず契約変更を行っていなかった。 イ 「城東スポーツセンター外壁改修工事」において、設計図書では枠組み足場の外面に金網式養生枠及び養生シートを設置することとしていたが、養生シートの性能を上げることで、金網式養生枠と同等の性能が得られると判断し、金網式養生枠の設置を取りやめていたにもかかわらず、契約変更を行っていなかった。 今後は、指定された工事用仮設を変更した場合は、適正に契約変更が実施されるよう建築技術協会への指導監督に注意されたい。	指定仮設を変更した場合は、適正に契約変更を行うように、建築技術協会担当者会議にて職員へ周知しました。また、設計内容の確認項目リストの中に指定仮設の変更の有無の項目を設け、確認するようにいたしました。 今後も、指定仮設の変更に ついて、適正に行うように、建築技術協会へ指導監督してまいります。 (平成24年 5 月25日措置済)	措置済 (24. 8. 2)
3 工事監理について (1) 設計図書の指定どおりに足場の施工をしていなかったため注意するよう求めたもの 「喜連東小学校外壁改修工事」ほか11件において、設計図書で、枠組足場を設ける場合は厚生労働省作成の「手すり先行工法に関するガイドライン（平成21年 4 月24日）」に基づく、手すり、中さん及び幅木	ガイドラインに指定された、条件の遵守徹底を、請負事業者に対して監督・指導していくように建築技術協会担当者会議にて周知しました。また各工事の着手前に請負事業者へ仮設計画上の指導又は認識を促す観点から、リーフレッ	措置済 (24. 8. 2)

の機能を有する足場とすることとしている。 また、足場の組み立て、解体又は変更作業は、同ガイドラインの「手すり据置き方式」又は「手すり先行専用足場方式」によることとしている。 しかしながら、工事写真を確認すると、多くの現場でガイドラインに基づく手すりを設置していないものや、指定する方式と異なる方式の足場の組み立て、解体等作業が見受けられ、作業員の安全確保が適正に行われていなかった。 今後は、仮設計画を事前に確認するなど、設計図書どおりに足場の設置及び組み立て、解体作業等が適正に実施されるとともに、請負契約に含まれるこれらの安全対策費が、適切に安全対策に反映されるよう建築技術協会への指導監督に注意されたい。	トにて周知しました。 今後も、工事による安全を確保するように、建築技術協会へ指導監督してまいります。 (平成24年6月29日措置済)	
(2) 労働安全衛生規則を遵守していなかったため注意するよう求めたもの ア 労働安全衛生規則によれば、枠組足場以外の足場の場合、労働者の墜落防止のため、定められた位置に手すり及び中さん等を設置することとされている。 しかしながら、「市民交流センターならびに外壁改修その他工事」において、枠組み足場以外の足場を使用しているにもかかわらず、施工写真を確認したところ、中さんに該当するものが設置されていなかった。 イ また、同規則によれば、高さが2メートル以上の作業床の端などでは囲い等を設けるか、又は防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。 しかしながら、「長吉第2幼稚園耐震改修工事」において、屋上防水工事の施工中の写真を確認したところ、作業員の墜落防止のための囲い等がなく、また、	枠組足場以外の足場の場合、定められた位置に手すり及び中さん等の設置の徹底及び労働安全衛生規則の遵守について、請負事業者に対して指導していくように、建築技術協会担当者会議にて職員へ周知しました。 今後も、工事に於ける安全が確保されるように、建築技術協会へ指導監督してまいります。 (平成24年5月25日措置済)	措置済 (24. 8. 2)

防網や安全帯も使用されていなかった。 今後は、仮設計画を事前に確認するなど、労働安全衛生規則を遵守した安全対策が適正に実施されるとともに、請負契約に含まれるこれらの安全対策費が、適切に安全対策に反映されるよう建築技術協会への指導監督に注意されたい。		
(3) 公衆災害防止用の仮設が適正に施工されていなかったため注意するよう求めたもの 建設省作成の「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」によれば、防護柵は足場の骨組みの外側から水平距離で2メートル以上突出させることとなっている。 しかしながら、「南百済小学校外壁改修工事」において、設置した防護柵の突出幅が2メートルに満たないものとなっていた。 今後は、仮設計画を事前に確認するなど、公衆災害防止用の仮設について、適正に実施されるとともに、請負契約に含まれるこれらの安全対策費が、適切に安全対策に反映されるよう建築技術協会への指導監督に注意されたい。	防護柵を設置する場合の建設工事公衆災害防止対策要綱の遵守について、請負事業者に対して指導していくように、建築技術協会担当学会議にて職員へ周知しました。 今後も、公衆災害防止を図るよう、建築技術協会へ指導監督してまいります。 (平成24年5月25日措置済)	措置済 (24. 8. 2)

報告監24の第21号

監査の対象：平成23年度定期監査等 港湾局港営事業会計港湾施設提供事業関係事務

所管局：港湾局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 駐車場共通プリペイドカード等の使用記録簿に必要事項の記載がなかったので注意するよう求めたもの等 港湾局では、A T C 駐車場などで利用できる駐車場共通プリペイドカード等を使用した際には、使用記録簿に使用者が氏名、使用金額、残金額等を記載し、管理者が残高を確認し押印する取扱いとしているが、設備担当(機械)では使用記録簿へ記載のないもの、使用者印及び残高確認印のないものが見受けられたので注意されたい。	駐車場共通プリペイドカードにつきましては、使用記録簿及び自動車運行日誌及びカードの照合を行い、記帳・押印を行いました。使用記録簿等の管理につきましては、管理者及び職員への使用記録簿の記帳を周知徹底し、さらに、管理者が定期的に使用記録簿とカードの照合を行うよう事務を改善いたしました。	措置済 (24. 7. 27)

また、なみはや大橋通行回数カード及び咲洲トンネル通行回数カードを使用した際には、自動車運行日誌に使用者がそれぞれの現在数、使用数、残数等を記載する取扱いまたは、カード毎の記録簿に使用者が使用者名、使用回数、残数等を記載し、管理者が残高確認印を押印する取扱いとしているが、設備担当（機械）では、自動車運行日誌に現在数、使用数、残数の記載のないものやカードごとの記録簿に残高確認印のないものが見受けられたうえに、カードごとの記録簿にはカード番号が記載されておらず、記録簿と現物の対応が不明確となっているものが見受けられたので注意されたい。 さらに、港湾局では、使用済みの地下鉄回数カード等は速やかに総務担当（庶務）へ返却することになっているが、設備担当（機械）では、平成22年度の使用済み地下鉄回数カードが実査時点（平成24年2月）で返却されていなかったもので注意されたい。 加えて、海務担当（埠頭）において、駐車場共通プリペイドカードを紛失していたものが見受けられたので注意されたい。	また、なみはや大橋及び咲洲トンネル通行回数カードにつきましては、自動車運行日誌、記録簿及びカードの現物の照合を行い、記帳・押印を行いました。自動車運行日誌及び記録簿の管理につきましては、毎日業務終了時に管理者が日誌の記載事項の確認を行い、あわせて、所属長による確認を行うよう改めました。 さらに、使用済み地下鉄回数カードにつきましては、速やかに総務担当に返却するよう周知しました。 なお、未返却カードにつきましては、平成24年3月26日に返却をいたしました。 紛失の件については、駐車場出口の精算機で共通駐車券を使用した際、返却口にあった駐車券を取り忘れたものであると思われ、事務所に戻って使用簿を記入しようとして紛失に気付いたものです。駐車券の使用残額については、当事者に返金させております。 金券の取り扱いについては日頃より十分注意をしておりますが、事務室内に常に目に留まるよう注意文書を掲示し注意喚起を呼び掛けるとともに、走行管理簿にも注意文書を添付し、再発防止に向けて各自の意識向上に努めております。 （平成24年4月2日措置済）	
2 時間外勤務について (1) 労働基準法に規定する休憩時間を付与し	ご指摘につきましては、管理監督者への個別指導を実施	措置済 (24. 7. 27)

ていなかったので注意するよう求めたもの等 労働基準法によれば、1日の労働時間が8時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩を勤務時間の途中に与えなければならないとされているが、休憩時間が不足しているものや、勤務時間の終わりに休憩時間を付与しているものが見受けられたので注意されたい。 また、時間外勤務の従事時間と休憩時間が同一となっているため結果的に超過勤務手当が支給されていないものが見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。 さらに、引船作業において時間外勤務により1日の労働時間が8時間を超える場合、所定の勤務時間内の休憩時間（45分）以外の15分の休憩時間を当該時間外勤務時間内に付与していたが、引船作業については作業時間があらかじめ明確となっている事例も多いので、時間外勤務の縮減と職員の健康保持の観点から、可能な限り、所定の勤務時間内に休憩時間を付与するよう改められたい。	するとともに勤怠処理のチェックポイントを作成のうえ、承認前の確認を義務付け、また、職員に対しては超過勤務命令手続きに関する注意点を作成のうえ、各職場に掲示することで注意喚起を促すことにより、休憩時間付与の適正化に取り組んでおります。 なお、時間外勤務時における休憩時間につきましては、事実確認を行い、実際には休憩を取得していた者については手当の戻入を、従事時間と休憩時間が同一となっていた者については手当の支給を終えております。 引船作業の時間外勤務に伴う休憩時間につきましては、作業時間があらかじめ確定されている場合には、所定の勤務時間内に休憩を付与するよう改めております。 （平成24年4月18日措置済）	
(2) 時間外勤務命令手続について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 総務局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務は、あくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであるとの認識に立って、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載するとされている。 しかしながら、業務内容や理由の記載のないもの、「早急に」等と記載されているだけで期限との関係等が必ずしも明らかで	ご指摘につきましては、管理監督者への個別指導を実施するとともに勤怠処理のチェックポイントを作成のうえ、承認前の確認を義務付け、また、職員に対しては超過勤務命令手続きに関する注意点を作成のうえ、各職場に掲示することで注意喚起を促すことにより、時間外勤務命令手続の適正化に取り組んでおります。 （平成24年4月18日措置済）	措置済 (24. 7. 27)

なく、時間外勤務が必要である理由が不明確であるものが見受けられたので注意されたい。		
3 決裁手続に不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 港湾局では、港湾施設である荷役機械の使用を許可するにあたり、使用者から提出された使用許可申請書について使用許可決裁を行い、使用許可書を発行する取扱いとしている。その際の使用からの使用許可申請書については、紙による申請と港湾EDIシステムを利用した電子による申請の2種類があるが、これらのうち電子により申請されたものについては使用許可決裁手続を行わずに使用許可書を発行していたので注意されたい。 また、使用者から提出された上屋・荷さばき地、荷役機械等の港湾施設使用許可申請書を確認したところ、申請日が記載されていないものが見受けられたので注意されたい。 さらに、港湾局所管用地の賃貸借契約を締結しているもののうち、土地の契約期間について、契約書では平成2年4月1日から平成32年3月31日と記載されているが、決裁文書には平成2年4月1日から平成22年3月31日と誤って記載されていたものが見受けられたので注意されたい。	荷役機械の使用許可申請について、紙申請のもののみ使用許可決裁手続を行い、電子申請のものについては失念しておりました。電子申請については港湾EDIシステムにおいて受理等の処理を行っておりますが、このシステムは許可決裁行為には対応していないため、平成24年4月分より電子申請のものについても紙出力し、紙申請分と併せて適切に使用許可決裁手続を行うよう改めております。 また、港湾施設使用許可申請書における申請日の記載漏れについては、申請書受理の際の確認を怠らないようにするとともに、郵送等により申請日付が記載されていない状態で受理した場合には、申請書に受付印を押すなど、受理日を明確にするように改めました。 土地の契約期間について決裁文書に記載誤りがあった点につきましては、直ちに決裁文書を訂正しました。今後は決裁手続における確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。 (平成24年3月30日措置済)	措置済 (24. 7. 27)
4 引船使用料調定要綱が大阪市港湾施設条例の内容と異なっていたため改めるよう求めたもの等 港湾局では、港湾施設のうち引船使用料に	ご指摘につきましては、休日の割増率の記載、出港作業の際の基地出発時刻の内容及び連続作業となった場合の基	一部措置済 (24. 7. 27)

かかる詳細事項については「引船使用料調定要綱」で定めているが、休日の割増率の記載について大阪市港湾施設条例の記載内容と異なるものが見受けられたので改められたい。 また、引船の基地出発時刻及び帰着時刻は引船利用の開始時刻及び終了時刻として使用料算定の基礎となるものであり、同要綱では使用時間の項で出港作業の際の基地出発時刻は「作業開始時刻」の30分前と規定されているが、実態は引船作業依頼者からの「予定時間」の30分前としているので実態に即したものととなるよう同要綱を改められたい。 さらに、一旦基地に戻らずに、連続して引船作業を行うこととなった場合について基地出発時刻及び基地帰着時刻の設定が同要綱に規定されていなかったもので、連続作業の場合について同要綱に規定されたい。 加えて、同条例及び同要綱には荒天時の割増料金について規定されているが、荒天時の割増料金が適用された実績はないとのことであった。これは、同要綱における荒天の定義が明確でないことが原因と考えられるため、同要綱において明確に規定するよう改められたい。	地出発時刻及び基地帰着時刻の設定について、引船使用料調定要綱を改正し、規定しております。 (平成24年7月27日措置済)	
5 業務委託契約に係る履行確認等について (1) 実績工数の確認が行われていなかったの で注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託の監督・検査を行う際は、成果物が業務の目的に照らして満足できる成果をあげているか確認し、業務を履行するにあたっての日数、人員等が適正であったかどうかを検討するなど、委託内容のさらなる経済的、効率的向上を図る必要があるとされている。 しかしながら、「港湾業務情報システムネットワーク保守業務委託契約」(平成22年度)に含まれる「港湾業務情報システムネットワークに関する情報のドキュメント	履行確認等について、業務日報、業務月報のほか作業内容一覧表を作成するように改めました。作業内容一覧表を毎月作成し、実績工数と設計工数の対比を行い履行状況の確認及びコスト管理を徹底しております。 (平成24年5月1日措置済)	措置済 (24. 7. 27)

作成業務」の成果物を確認したところ、ネットワークの設定情報以外は、実質的に新規の成果物とは考えにくい各部署におけるネットワーク上のパソコン配置図、既存資料のプリントアウト等であった。 本契約は特名随意契約であり、受託者の見積りに基づいた金額で業務委託契約を締結していたが、履行確認において受託者から実績工数の報告を受けておらず、契約金額の妥当性を確認できなかったため、今後の履行確認においては情報システム等の契約に係る実績工数を遺漏のないよう聴取し、契約金額の妥当性を確認するなど、業務委託契約におけるコスト管理を徹底するよう注意されたい。		
(2) 仕様書に定める報告書等による履行確認が行われたか不明確であったので注意するよう求めたもの等 契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託の監督・検査を行う際は、仕様書に基づき成果物の内容が正確であったか、契約で定められた関係書類を遅滞なく提出したかを確認する必要があるとされている。 しかしながら、咲洲域内等警備業務委託契約及び咲洲国際船客上屋施設清掃業務委託契約については、仕様書において、受託者は毎日の警備状況を日誌にまとめて週2回以上監督職員へ定期報告すること、日常清掃及び定期清掃の報告書を業務終了後直ちに監督職員に提出し、実地又は書面による検査を受けること、塵芥処理の報告について、搬入伝票の写しを処理終了後直ちに監督職員に提出することとされているにもかかわらず、埠頭警備の日誌に係る監督職員の日誌への押印は月1回のみで、報告の確認がその都度されていたか不明確となっており、清掃報告書等については業務終了後直ちに提出されずに月末にまとめて提出	咲洲域内等警備業務委託業務について、委託業者からは、仕様書にありますとおり、定期報告の際に毎日の警備状況日誌の提出を受けており、監督補助職員については、日誌の確認押印を日々行っておりましたが、監督職員については日誌への押印が月1回と簡略した処理を行っておりました。 平成24年4月より、監督職員についても報告確認の都度日誌へ押印することとし、確認行為を明確にするよう改めしております。 また、咲洲国際船客上屋施設清掃業務委託につきましては、口頭による業務終了報告は日々受けていたものの、書面については月末にまとめて提出される報告書のみとなっております。 平成24年4月より、日々の報告を書面により受けるよう	措置済 (24. 7. 27)

されているうえに、監督職員の押印等はなく、仕様書に定める実地又は書面による検査を行ったのが不明確となっていたので注意されたい。

また、日常清掃業務報告書は清掃実施項目に丸印をつけることとなっているが、受託者から提出された報告書を確認したところ、毎日実施することとなっている項目に丸印がつけられていないものが見受けられたので、実施の有無を確認するとともに所要の措置を講じられたい。

さらに、港湾局所有の各ガントリークレーン等の保守点検業務については特名随意契約により委託しているが、仕様書の標準点検表と請負業者から提出された点検報告書を確認したところ、仕様書に記載された点検箇所が点検報告書に記載されていないものや仕様書に定める点検の実施間隔より点検報告書に記載された点検の実施間隔の方が長いものが見受けられたので、今後の履行確認においては仕様書に基づき成果物の内容が正確であったか確認するよう注意されたい。

対応を改めております。

業務実施状況につきましては、口頭に加え随時実地により確認も行っておりますが、報告書に押印し、確認行為を明確にするよう改めております。

日常清掃業務報告書の清掃実施項目につきましては、清掃は実施したものの、記入し漏れていたものや、回収すべき塵芥がなかったために記入しなかったもの、施設利用者の滞在により当該箇所の清掃が当日中に実施できず、翌日に実施した等の理由により、丸印がついていないものが複数ありました。

これらにつきましても、平成24年4月より報告書の様式を改め、委託業者から詳細な報告を受けるよう改善すると共に、報告書内容の確認を強化し不備をなくすよう努めております。

各ガントリークレーン等の保守点検業務については、「仕様書と点検報告書の相違」が生じたことにつきましては、業務着手前に十分な打合せを行ったものの、記録を残していなかったため、結果として相違が生じました。業務の着手前に点検項目について詳細打合せを行い、確定された業務実施内容の記録を残し、それに基づき履行確認を行うよう、職員への周知徹底を行い管理監督を強化しました。

	(平成24年 4 月 2 日措置済)	
6 業務日誌の記載及び確認方法を改善するよう求めたもの 海務担当（船舶）では、引船業務や港内の巡視業務等を行っており、それぞれの業務内容を作業日誌に記録している。しかしながら、日誌には記載者の氏名や各職員の作業内容、引船及び巡視作業以外の時間帯の作業内容及び乗船日以外の日の作業内容等の記載がなく、また、管理者の押印もないため、各職員の作業内容等を管理者が確認していたかが不明確となっていたので、日誌等の記載及び確認方法について改善されたい。	ご指摘につきましては、作業日誌の様式において、記載者の氏名、各職員の作業内容等の記入欄及び管理者の押印欄を追加し、管理者が作業内容等を確認するように改めております。 (平成24年 7 月 4 日措置済)	措置済 (24. 7. 27)

報告監24の第22号

監査の対象：平成23年度定期監査等 交通局所管の建築及び交通局（自動車部を除く。）所管の電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管局：交通局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 情報システムの変更に必要な手順がとられていなかったので注意するよう求めたもの 「交通局事業における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程」によれば、各所属の I T 責任者は、情報システムを変更するときは、企画時に基本方針について、また着手時には変更計画について、統括情報責任者の承認を受けなければならないとされている。 しかしながら、「輸送指令用テレビジョンシステムサーバ機器関係運用支援業務委託」においては、業務内容に仕様変更に伴うプログラム変更を盛り込んでいるにもかかわらず、変更計画について統括情報責任者と協議していなかった。 今後は、I T 責任者は、情報システムを変更するときは、その基本方針や変更計画について統括情報責任者の承認を受けた上で実施するよう注意されたい。	情報システムを変更するときには、その基本方針や変更計画について統括情報責任者に協議を行い承認を受けた上で実施するよう、関係職員に対し連絡会議及びメールにて周知を行いました。 (平成24年 6 月 18 日措置済)	一部措置済 (24. 7. 23)

2 設計図書等の記載について (1) 設計書等に作業の内容が詳細に記載されていなかったのに注意するよう求めたもの 「南港ポートタウン線住之江公園停留場き電変電所外1箇所配電機器製作据付工事」では、住之江公園停留場とポートタウン西停留場のエレベーターとエスカレーター6台の電源ケーブルの改修工事を実施しており、ケーブルの切り替え時には、エレベーターやエスカレーターの保守業者が立会いして、試運転調整を行う必要がある。そのため、住之江公園停留場とポートタウン西停留場で計6回の保守業者の立会いを見込んで費用を積算している。 しかしながら、仕様書には立会いの回数を明記しておらず、実施工では作業の調整により各々の停留場で1回ずつ、計2回の立会いを行っただけであった。 今後は、仕様書に立会い回数を明記する等、作業の内容を詳細に記載するとともに、施工の実態に即して、請負金額の変更手続が確実に実施されるよう注意されたい。	仕様書に立会い回数を明記する等、作業の内容を詳細に記載するとともに、施工の実態に即して、請負金額の変更手続を確実に実施するよう、関係職員に対し連絡会議及びメールにて周知を行いました。 (平成24年6月18日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(2) 管の地中埋設深さの設定において不具合があるので注意するよう求めたもの 国土交通省の「公共建築工事標準仕様書」によれば、埋設配管を施工する場合には、車両道路では管の上端より600mm以上の地中埋設深さとすることとしている。 しかしながら、「長居技術事務所駅舎冷房用給水管漏水修理工事」について確認したところ、給水管埋設場所に車両の通行があったにもかかわらず、管の地中埋設深さが車両道路以外に適用される基準に準じて300mmで設計されており、そのまま施工されていた。このため、配管埋設箇所を車両が通過しないよう措置が必要な状況となっている。 今後は、埋設管の損傷を防ぐ措置を講ずるとともに、車両道路に配管を埋設にて施	配管埋設箇所を車両が通過しないように、路面に車両通行禁止（ゼブラゾーン）の表示を行いました。 (平成24年4月23日措置済) 今後このような設計を行う場合には、事前に施設管理者に道路状況の確認を十分行ったうえで設計するよう関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

工する場合には、事前に道路状況の確認を十分に行った上で設計するよう注意されたい。		
3 積算について (1) 事業者から徴取した見積書の諸経費の取扱いが不適正であったので注意するよう求めたもの 「南港ポートタウン線住之江公園停留場き電変電所外1箇所配電機器製作据付工事」では、電源ケーブルの改修工事の後に、エレベーターやエスカレーターの試運転調整を行うこととしており、その費用については、各機器の設備業者から見積りを徴取して積算根拠としていた。 国土交通省の「公共建築工事積算基準」によれば、「直接工事費」は、工事目的物を造るために直接必要とする費用であり、それ以外の費用は「共通費」として「直接工事費」の金額に応じて定められた率を乗じて積算することとしている。 しかしながら、徴取した見積書を確認したところ、もともと「直接工事費」に当たる「作業費」に加え、本来は「共通費」の中で処理すべきである「諸経費」も「直接工事費」に加えて積算していた。 今後は、事業者から徴取した見積書における諸経費の適正な取扱いを徹底するよう注意されたい。	事業者から徴取した見積書における諸経費について、適正な取扱いとなるよう「高速電気軌道電気関係積算指針 V 運用編」を改訂しました。 (平成24年4月1日措置済) 事業者から徴取した見積書における諸経費の適正な取扱いを徹底するよう、関係職員に対し連絡会議及びメールにて周知を行いました。 (平成24年6月18日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(2) 詳細内容が不明なまま見積書を徴取していたので注意するよう求めたもの 契約管財局作成の「適切な契約の為の工事・施設修繕等の検査について」によれば、事業者からの見積書の取得および設計書・仕様書等の作成にあたっては、施工期間、施工位置や範囲、寸法、使用材料や部品、修繕の場合は加えて破損や故障の状況、修繕の方法などの条件明示に努めることとしている。 しかしながら、「大阪市交通局中津技術	見積書の徴取について、部品仕様などの条件明示を徹底することや施工内容を一式の表記としないこと、業務の詳細内容を記載した見積書を徴取することを関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

事務所外7箇所エレベーター修理工事」ほか2件について確認したところ、部品仕様などが不明なまま見積書を受領しているものの、施工費が一式のみとなっており、業務の詳細内容が不明なものなどが見受けられた。 今後は、部品仕様などの条件明示を徹底するとともに、施工内容を一式の表記とせず、業務の詳細内容が記載された見積書を徴取するよう注意されたい。		
(3) 設計変更の見積書において単価の取扱いが不明瞭であったので注意するよう求めたもの 「高速電気軌道1号線天王寺停留場地下連絡通路設置及び13号出入口改造工事」は、作業時間の昼間から深夜への変更による施工労務費の変更及び搬入口の変更による運搬距離の延長による運搬労務費の設計変更を行った。 しかしながら、見積書には材料費・労務費一式の単価しか記載していないため、施工労務費、搬入労務費等の変更内容が確認できるものとはなっておらず、金額の妥当性が確認できなかった。 今後は、客観的に金額の妥当性を判断できるよう、詳細な見積書を徴取するよう注意されたい。	見積書の徴取について、客観的に金額の妥当性を判断できるような詳細な見積書の徴取を行うよう関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(4) 仮設足場について現場の状況に適合しない積算をしていたので注意するよう求めたもの 「公共建築工事積算基準」によれば、外部足場は施工の安全性を考慮して、特殊な場合を除き枠組足場を標準とするとしている。したがって、積算においては、通常枠組足場の設置費用を計上するが、現場の状況などから枠組足場を設置し難い場合は、その状況に応じて適切な足場を想定して積算する必要がある。 しかしながら、「大阪市交通局鶴橋換気	仮設の積算について、現場を十分確認することや現場の状況に応じた仮設計画に基づいて積算を行うことを関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

塔改良工事」においては、南面は隣地境界の塀と建物との離隔が少なく枠組足場の設置ができない状況であったにもかかわらず、枠組足場の費用で積算していた。 今後は、仮設の積算に際しては現場を十分確認の上、現場の状況に応じた仮設計画に基づき積算を行うよう注意されたい。		
(5) 掘削工法の想定を誤って積算していたので注意するよう求めたもの 「東成営業所自転車置場設置その他工事」において、コンクリート舗装厚さ20 c m、路盤厚さ15 c mの舗装面に、自転車置場の支柱の基礎を設けるため、直径20 c m、深さ50 c mの穴をあける工事を実施している。この積算を確認したところ、舗装と路盤の35 c mはコアドリリング工で積算し、路盤の下15 c mの土の部分は根切りにより積算すべきところ、深さ50 c mの全長にわたりコアドリリング工により掘削する費用を積算していた。 今後は、現場状況を十分調査の上、適正な工法を想定し、積算を行うよう注意されたい。	積算について、現場状況を十分に調査することや適正な工法を想定し積算を行うことを関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
4 契約の履行期限が適正に定められていなかったので注意するよう求めたもの 「交通局契約規程」によれば、契約の履行期限については、契約の履行の確保に要する期間を考慮して適正に定めることとしている。 しかしながら、「高速電気軌道第7号線統合指令システム製作据付工事」については、特記仕様書で、最初の終夜運転機能使用時（平成22年12月31日～平成23年1月1日）に本システムに精通した技術員を待機させ、障害発生時には速やかに対応ができる体制を整えることとしているにもかかわらず、契約期限を平成22年12月15日としていた。 このため、本工事の最終検査では、終夜運転機能使用時の待機作業に関して履行確認ができていないまま、検査を合格としていた。	契約期限の設定を適正に行い、検査においても履行確認を確実に実施するよう、関係職員に対し連絡会議及びメールにて周知を行いました。 (平成24年6月18日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

なお、同作業の履行については、監督者が確認しているとのことであるが、作業時間や作業人員が仕様書の記載どおり、適正に履行されたことが確認できる書類については残されていなかった。 今後は、契約期限の設定を適正に行い、検査においても履行確認を確実に実施するよう注意されたい。		
5 施工について (1) 提出書類の確認・徴取について不備があったので注意するよう求めたもの 消防法によれば、消防設備士免状の交付を受けていない者は、消防用設備等の工事又は整備のうち、政令で定めるものを行ってはならないとしている。 また、「修繕請負契約書」によれば、通知などは書面により行わなければならないとしている。 しかしながら、「四ツ橋駅火災対策設備整備その他工事（機械設備の部）」ほか5件について確認したところ、有資格者であることを証明する消防設備士免状等の写しを徴取していない状況が見受けられた。 また、国土交通省作成の「機械設備工事監理指針」によれば、機械設備工事における主任技術者の資格については、建設工事に関して10年以上の実務経験を有するものなどを要件としている。 しかしながら、「2号線太子橋今市駅火災対策設備整備その他工事（機械設備の部）」について確認したところ、建設工事に関する実務経験等、主任技術者の資格を証明する書面を徴取していなかった。 今後、監督者においては、消防設備士及び主任技術者要件等の有資格者であることを証する書面を請負者から確実に徴取するよう注意されたい。	消防設備士及び主任技術者要件等の有資格者であることを証する書面の提出について、確実に請負者から聴取するよう関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(2) 報告書の記載漏れ及び報告書様式に不備が見受けられたので注意するよう求めたもの	業務内容が適切に履行されていることが確認できる報告	

の 契約管財局作成の「適切な契約の為の工事・施設修繕等の検査について」によれば、書類および現場確認により、当該工事・施設修繕等の契約書、設計図書、仕様書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質等について確認することとしている。 しかしながら、「本局庁舎PH1階百葉箱内空調制御用湿度計修理その他工事」ほか8件を確認したところ、報告書に点検結果が記載されていなかったため監査において履行確認ができなかったもの、報告書の点検データが最初から「良」又は「○」と印字されており不具合箇所があった場合のみ手書きにて書き直す様式となっているなど適切な書式になっていないもの等が見受けられた。 今後、監督者は、業務内容が適切に履行されていることが確認できる報告書様式とし、記載漏れがないよう請負者に対して指導を徹底するとともに、報告書を受領する際には、作業実施項目の確認を確実に実施するよう注意されたい。	書様式に改めるとともに、記載漏れがないよう請負者に対して指導を行いました。 (平成24年2月4日措置済) 報告書を受領する際には、作業実施項目の確認を確実に実施するよう関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(3) 第2種酸素欠乏危険作業場の安全対策が講じられていないので注意するよう求めたもの 厚生労働省の「酸素欠乏症等防止規則」によれば、事業者は、労働安全衛生法施行令に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空气中の酸素（第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素）の濃度を測定しなければならないとしている。 しかしながら、「本局庁舎地下2階雑排水槽 雑排水ポンプフロートスイッチ修理工事」について確認したところ、雑排水槽内は腐敗しやすい物質が含まれる第2種酸素欠乏危険作業場であるにもかかわらず、本局部施工計画書において第2種酸素欠乏危険作	監督者に対し、作業前に水槽の特性を十分理解した上で、安全対策を記載した施工計画書を基に、請負者と打合せを十分に行うよう指導するとともに、請負者に対しても適正に作業環境測定を実施するよう指導しました。 また、当局所管の同種同様の水槽について、関係先に確認を行ったところ、既に作業環境測定必要場所については、測定が必要な場所を一覧表にして明確化しているとともに、現場部門だけでなく、本局部門においても情報を共有化す	措置済 (24. 7. 23)

業場所としての安全対策の記載がなかった。そのため、酸素濃度については請負者から測定結果を受領していたものの、硫化水素濃度について測定するよう指導しておらず、安全対策が適正に講じられていなかった。 今後、監督者においては、作業対象の水槽の特性を十分理解したうえで、請負者と打合せを十分に行い安全対策を講じるとともに、請負者に対し適正に作業環境測定を実施するよう指導を徹底されたい。併せて、交通局所管の同種同様の水槽についても調査、確認し、適正に作業環境測定が実施できるよう検討されたい。	ことで、作業環境測定が適正に実施されていることが確認できております。 (平成24年3月31日措置済)	
(4) コンクリートブロック塀の鉄筋の組立が不適切だったので注意するよう求めたもの 国土交通省の「公共建築工事標準仕様書」によれば、コンクリートブロック塀の鉄筋の組立に際しては鉄筋の継手部分を径0.8m以上の鉄線で結束することとしている。 しかしながら、「大阪市交通局鶴橋換気塔改良工事」について、工事写真を確認したところ、高さ1.6mのブロック塀の施工において、基礎に打ち込んだ後打ちアンカー鉄筋とブロック塀の鉄筋の継手部分について、鉄線で結束せずに施工していた。 すみやかに本件ブロック塀の安全性を確認するとともに、今後監督者においては、標準仕様書に準拠した適正な施工管理を徹底するよう請負者への指導監督について注意されたい。	本件ブロック塀については、転倒防止対策を行いました。 (平成24年4月12日措置済) 標準仕様書に準拠した適正な施工管理を徹底するよう請負者への指導監督について、関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(5) 第三者に対する危害防止措置が不適切であったので注意するよう求めたもの 建設省の「建築工事公衆災害防止対策要綱」によれば、建築工事を行う部分から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、落下物による危害を防止するため、防護柵を設けなければならないとしている。	関係法令の遵守や施工中の安全確保等、適正な工事監理を行うよう関係職員に周知するとともに、今回の定期監査の指摘内容等について、改めて関係職員に対し技術研修にて指導しました。 (平成24年7月23日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

「大阪市交通局長柄職員公舎5・6号棟解体撤去工事」について確認したところ、第三者に対する危害を防止するため防護柵を設置する設計となっていたが、一部箇所では防護柵設置予定範囲に電柱、架線等があることから、防護柵の設置は困難と判断し、代替措置として安全確保のために警備員を配置し、車両や歩行者が道路を通行する際には作業を止めて施工していた。 しかしながら、作業を都度中断したとしても工事が進行している以上、落下物が無いとはいい切れず、落下物による危害を防止する措置としては不適切な変更であったと考えられる。 今後は、第三者に対する危害防止について、関係法令を遵守し確実に施工中の安全を確保するよう監督者への指導を徹底するとともに、適正に工事を実施するよう注意されたい。		
6 業務委託について (1) 内容が誤っている受託確認書を受領していたので注意するよう求めたもの 交通局では、駅務関係者の出勤管理専用で使用していた「出勤体制オンラインシステム」を一般職員が使用している「出勤管理システム」に統合するにあたり、「出勤体制オンラインシステム」の詳細な仕様が書面化されていなかったため、「出勤管理システム」の改修を効率的に進めることを目的として、「出勤体制オンラインシステム」の開発業者と「出勤体制システム構築に係る既存業務解析業務委託」を締結した。 監査において「出勤体制システム構築に係る既存業務解析業務委託」を確認したところ、受託者が提出した受託確認書には見積工数として「システム要件定義」及び「基本設計」に計64人日が計上されていた。これらの工種は本来システム開発業務において発生するもので、既存システムの動作を	同様の業務委託案件について、契約締結から完了までに提出が必要な関係書類に遺漏がないか確認するためのチェックリストを作成しました。現在、それを基に関係書類を一括管理するとともに、関係書類を徴取した際は、内容が適切であるかを確認しております。 また、作業実績管理についても、受託者から作業実績工数の報告を必ず受け、契約金額の妥当性を確認する等、業務委託契約におけるコスト管理の徹底に引き続き努めるよう、平成24年4月13日、関係職員に周知いたしました。 (平成24年4月13日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

解析する当該業務内容とは明らかに異なっていた。 また、本契約は特名随意契約であり、受託者の見積りに基づいた金額で業務委託契約を締結していたが、履行確認の際は受託者から実績工数の報告を受けておらず、契約金額の妥当性を確認できなかった。 今後は、受託者から書類を徴取するに当たっては、提出された書類が適切な内容となっているかを十分に確認するとともに、作業実績については遺漏のないよう徴取し、契約金額の妥当性を確認する等、業務委託契約におけるコスト管理を徹底するよう注意されたい。		
--	--	--

報告監24の第23号

監査の対象：平成23年度定期監査等 交通局鉄道事業本部運輸部駅務課所管事務
所管局：交通局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 プリンター用消耗品の在庫数が過大となっていたので注意するよう求めたもの等 サービスマネージャー事務所において、お客さま案内用資料作成のためのカラープリンター用消耗品が使用量に比し過大な在庫数となっていたので注意されたい。 また、地下鉄各駅における特殊乗車票（回数券）等3券種について、各管区駅の設定数に対しての発行状況を確認したところ、毎月の発行枚数が低調な管区駅が多数見受けられたので、これら3券種の保有設定数について改められたい。	特殊乗車票（回数券）等3券種の定数については、ご指摘のとおり、各駅の定数に対する発行数の割合が、恒常的に少ない駅がありましたので、適正な定数となるよう見直しを行いました。 （平成24年7月1日措置済）	一部措置済 (24. 7.23)
2 勤怠処理について (1) 出退勤打刻漏れについて修正処理が行われていなかったので注意するよう求めたもの 交通局職員出退勤用カード取扱規程によれば、職員は、出勤及び退勤時に自ら打刻しなければならず、出張その他の事由によ	今般の事象を踏まえ、改めて全職員に対し、打刻忘れに留意するとともに、万が一打刻忘れをした場合には必ず修正処理の申請を行うよう、また、所属長においても打刻忘れがないか充分確認するよう、	措置済 (24. 7.23)

り打刻することができない場合又は打刻を忘却したときは、理由を付して事前又は事後速やかに所属長に申し出なければならないとされている。 しかしながら、抽出により勤務実績表を確認したところ、出退勤打刻の記録がない事例が見受けられたので注意されたい。	周知徹底を図りました。 (平成24年5月2日措置済)	
(2) 時間外勤務命令手続について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 交通局作成の「時間外勤務の縮減にかかる指針」によれば、時間外勤務を命じる場合にはその必要性を十分精査し、超過勤務命令簿への記載にあたっては、市民への説明責任の観点から業務内容や時間外勤務を行わなければならない理由について具体的に記載することとされている。 しかしながら、抽出により超過勤務命令簿を確認したところ、業務内容と当該業務の期限との関係等が必ずしも明らかでなく、時間外勤務が必要である理由が不明確な記載となっていた事例が多数見受けられたので注意されたい。	今般の事象を踏まえ、改めて全職員に対し、超過勤務命令簿の記載にあたっては、時間外勤務を行わなければならない理由を具体的に記載するよう、周知徹底を図りました。 (平成24年5月2日措置済)	措置済 (24. 7. 23)
(3) 時間外勤務の認定について不備が見受けられたので注意するとともに所要の措置を講じるよう求めたもの 交通局では職員が時間外勤務を行った場合は、出勤管理システムにより時間外勤務実績を申請し所属長の承認を得ることになっており、その際、所定の勤務日における深夜（午後10時から翌日午前5時まで）の時間外勤務については、自動的に深夜割増分が計上されるが、公休祝日における深夜の時間外勤務については、職員が深夜割増分について、別途、個々に申請し認定を受けていなければならないシステムとなっていた。 このことから、公休祝日における時間外勤務について、深夜割増分の実績申請及び認定が漏れていたため、深夜割増分が支給	給与の追給の時効が成立していない平成22年4月分以降について調査し、ご指摘の分と併せまして給与の追給の処理を行い、平成24年4月17日に深夜割増分の未払い分を支給しました。 (平成24年4月17日措置済) また、改めて全職員に対し、公休祝日における深夜の時間外勤務における深夜割増分の入力漏れに注意するよう、周知徹底を図りました。 (平成24年5月2日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

されていない事例が見受けられたので、注意するとともに所要の措置を講じられたい。		
3 自転車整理業務委託について改善するよう求めたもの 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律によれば、地方公共団体、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等の撤去等に努めるものとしてされており、交通局では、鉄道事業者として駅周辺の環境美化を図るため、放置自転車等の撤去補助等の整理業務及び駅周辺の清掃業務を委託している。 しかしながら、当該業務の履行状況について抽出により現地調査したところ、清掃業務のみが行われ、放置自転車等の撤去補助等の整理業務が行われていない事例が見受けられたので、交通局においては、日々の履行確認を徹底するとともに、放置自転車等の撤去作業を行う建設局と連携を十分に図り、自転車整理を行う駅や日時の選定方法について精査するなど、委託業務が合理的かつ効率的に行われるよう改善されたい。	業務の履行確認については、業務終了後に提出される報告書以外に鉄道事業本部運輸部駅務課職員が適宜巡回し、確認を行っております。 (平成24年 4 月17日措置済) 委託業務を合理的かつ効率的に行うため、建設局管理部自転車対策課と自転車整理を行う駅や日時の選定方法の協議を行いました。 (平成24年 6 月20日措置済)	措置済 (24. 7. 23)

報告監24の第24号

監査の対象：水道局所管の土木に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

所管局：水道局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 設計について (1) 設計変更の手续が適切に行われていなかったもので注意するよう求めたもの 「平林南北枝管800mm配水管布設工事」ほか1件においては、設計変更にて止水を目的とした薬液注入工事を計上している。 国土交通省の「薬液注入工事に係る施工管理等について」によれば、薬液注入工事	薬液注入工に係る条件明示につきましては、施工管理に必要な条件明示をするように徹底し、設計変更手続きにおいても、変更内容を十分に精査し指示するように関係職員に周知いたしました。 (平成24年 3 月23日措置済)	措置済 (24. 7. 24)

を適確に実施するために、設計図書に明示すべき薬液注入工法に係る事項が定められている。 また、水道局の「設計ガイド」によれば、設計変更の手続は、監督担当より設計変更に必要な資料を添付した「設計変更照会書」により設計担当、監督担当、請負者が協議を行い、設計担当が「設計変更実施指示書」により請負者に指示することとなっている。 しかしながら、本工事の設計変更契約図書を確認したところ、薬液注入工に係る条件明示は、定められた事項の一部である工法区分、材料の種類、施工範囲であり、削孔、注入量、注入の効果確認などの適切な施工管理に必要な事項の条件明示がされていなかった。 また、「平林南北枝管800mm配水管布設工事」においては、薬液注入工事の施工範囲について、設計基準に基づいた施工範囲の指示が行われておらず、適正な薬液注入工事が施工されていない状況であった。 これらは、「土木工事共通仕様書」（以下「仕様書」という。）に規定されている薬液注入工事に係る条件明示の認識不足や、設計変更の手続において、設計担当が監督担当者より提出された資料の内容確認を怠ったことにより、誤った内容で設計変更の指示を行ったことが原因であると考えられる。 今後は、仕様書に規定された薬液注入工の条件明示を徹底するとともに、設計変更の手続は、変更内容を十分に精査し指示するよう設計担当者への周知を徹底し、適切に設計変更を行うよう注意されたい。	また、条件明示の内容につきましては、国土交通省の「薬液注入工事に係る施工管理等について」及び「条件明示について」（通知）を参考に、工法区分、材料種類、施工範囲等、施工管理に必要な条件明示をするよう通知し、周知いたしました。 （平成24年7月6日措置済） なお、今後とも再発防止に向け最新の情報等について収集を行うとともに、十分な検討、確認指示を行なえるよう、研修などの場で周知徹底を図ってまいります。	
(2) 鋼矢板の打設について経済的な工法を選定していなかったため注意するよう求めたもの 鋼矢板の打設工法を選定する際には、周辺に対する騒音や振動の影響を考慮し、そ	矢板打設方法の選定につきましては、施工箇所周辺の状況を十分に確認したうえで最も経済的な工法を選定するよう、関係職員に周知いたしま	

のうえで最も経済的な工法を選定する必要がある。 「柴島浄水場3号取水塔及び3・4号取水 水管改良工事」においては、河川内で鋼矢 板を打設する際に、騒音・振動が少ない油 圧圧入工法^(注1)を選定していた。 しかしながら、騒音や振動の影響を考慮 すべき周辺の重要構造物等は、施工場所か ら十分に離れており、油圧圧入工法より騒 音・振動は大きいものの、より安価なパイ プロハンマ工法^(注2)でも施工することが可 能であった。 今後は、施工箇所周辺の状況を十分調査 したうえで、最も経済的な工法を選定する よう注意されたい。 (注1) 油圧圧入工法とは、既設の矢板等 をつかみ、その引抜抵抗を反力として、 油圧による静荷重で新たな矢板等を押し 込む工法のこと。 (注2) パイプロハンマ工法とは、矢板等 に強制的に振動を与えることによって、 先端の抵抗力や周面摩擦力を低減させ、 矢板等を打込む工法のこと。	した。 (平成24年3月23日措置済) なお、今後再発防止に向け ては、最新工法の情報につい て収集を行うなど、設計技術 のレベルアップに努めるとと もに、十分な調査、協議、及 び比較を行った上で最適な工 法を選定するよう、研修など の場で適宜周知徹底を図って まいります。	措置済 (24. 7. 24)
(3) 障害物撤去の工法について経済比較をし ていなかったので注意するよう求めたもの 「柴島浄水場3号取水塔及び3・4号取 水管改良工事」では、鋼矢板の打設に先立 ち、転石等の障害物を撤去している。 障害物撤去の工法選定に際しては、障害 物の種類、範囲、量等により、各種工法を 比較検討のうえ、最も経済的な工法を選定 する必要がある。 しかしながら、本工事においては、過去 に隣接した場所で施工した「柴島浄水場1・ 2号取水塔改良工事」で採用した、全回転 式オールケーシング工法^(注)を、他の工法 と経済比較することなく選定していた。 今後は、障害物撤去の工法について、経 済比較を行ったうえで選定するよう注意さ	障害物撤去工法の選定につ きましては、複数の工法に対 して経済比較等の検討を行っ たうえで選定を行うよう、関 係職員に周知いたしました。 (平成24年3月23日措置済) なお、今後再発防止に向け ては、最新工法の情報につい て収集を行うなど、設計技術 のレベルアップに努めるとと もに、経済比較を行った上で 最適な工法を選定するよう、 研修などの場で適宜周知徹底 を図ってまいります。	措置済 (24. 7. 24)

りたい。 (注) 全回転式オールケーシング工法とは、全回転式オールケーシング掘削機により、先端に掘削用ビットを取付けたケーシングチューブを回転・押込みながら、ケーシングチューブ内の土砂や石をハンマグラブで掘削・排土する工法。		
2 障害物撤去について発生量を確認していなかったので注意するよう求めたもの 「柴島浄水場3号取水塔及び3・4号取水管改良工事」では、鋼矢板の打設位置にある転石等の障害物を、全回転式オールケーシング掘削機により撤去している。 障害物撤去工の積算にあたっては、掘削位置の土質や障害物の分布を想定して、施工に要する日数を計算し、その結果から費用を算出している。 しかしながら、本工事においては、施工時に実際の障害物の分布や発生量を確認していなかったため、想定した土質や障害物の分布が正しかったかどうか判断できず、そのため、計上した費用も妥当なものか判断できなかった。 今後は、施工時及び施工後に障害物等の分布や発生量を確認することで、想定していた分布と異なっていた場合には、実態に応じて設計変更を行うよう注意されたい。	障害物撤去につきましては、施工時及び施工後において障害物等の分布や発生量が管理できる工法についてはそれらの確認を行うよう、関係職員に周知いたしました。 (平成24年3月23日措置済) なお、今後再発防止に向けては、同様の工法において施工時及び施工後の発生量確認と実態に応じた変更を行うよう、研修などの場で適宜周知徹底を図るとともに、請負業者に対して発生量を確認するよう指導してまいります。	措置済 (24. 7. 24)
3 灌水について危険かつ粗雑な作業を行っていたので注意するよう求めたもの 「柴島浄水場ほか8箇所 除草等業務委託」は、柴島浄水場や大淀配水場内等の除草、樹木の剪定、育成等を行うものであり、このうち、樹木育成業務として夏季に灌水を行うこととしているが、本業務委託の設計書には、灌水の作業方法や標準施工量についての記述がなかった。 ちなみに、ゆとりとみどり振興局の「造園工事共通仕様書」によれば、灌水にあたっては、表土を過度に掘り起こしたり、樹木や水	本件につきましては、ご指摘頂いた直後から請負者へ業務委託協議等(録)により、安全で丁寧な作業、標準灌水量の設定、履行確認方法について、改善指示を行い指導するとともに、作業旬報の様式変更を行い、適切な量の灌水が確認できるようにいたしました。 (平成24年4月2日措置済) また、業務の発注の際には、	措置済 (24. 7. 24)

鉢等を壊さないよう丁寧に作業を行うこと、通行者や通行車両等への影響を考慮し、安全確保に努めながら作業を行うこととしている。一般的には、作業員が散水車から降り、ホース等により植栽に直接灌水する作業方法等が想定される。 また、灌水の標準施工量は、1平方メートルあたり5から10リットルとしている。 しかしながら、灌水作業についての業務記録写真を確認したところ、散水車の運転手が散水車を運転しながら離れた植栽帯に向けてホースで灌水しているような、危険かつ粗雑な作業を行っているものが多数見受けられた。 また、業務日報を確認したところ、給水量が記載されておらず、給水・灌水や移動に費やす時間、粗雑な施工状況も考慮すると、適正な量の灌水が行われたかどうか疑わしいものであった。 今後は、ゆとりとみどり振興局の「造園工事共通仕様書」等を参考に、灌水の作業方法や施工量を明確にすることで、安全かつ丁寧な作業を行うように注意するとともに、業務日報に総給水量を記載させるなど、適正な量の灌水であったかどうか確認できるよう改善されたい。	灌水の作業方法や標準施工量等に関して明記するよう通知し、周知いたしました。 (平成24年7月6日措置済)	
---	--	--

報告監24の第25号

監査の対象：平成23年度公の施設の指定管理者監査（大阪市立市民交流センター一なにわ指定管理者連合体、大阪市立市民交流センターひがしよどがわ指定管理者連合体及び大阪市立市民交流センターひがしすみよし指定管理者連合体）

所管局：市民局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等 (通知を受けた日)
1 現金等の管理について 【指定管理者及び施設所管局に対して】 (1) 現金等の管理に使用している帳簿の記載等について、注意、改善するよう求めたものの ア 貸室使用料納付決議書とこれに対応する	ご指摘を踏まえ、現在は現金を確認する帳簿と現金の管理については複数名によるチェックを実施し、誤記などの防止に努めていることを確認しております。所管局におい	

帳簿において、その金額が一致しないものが見受けられたので、注意されたい。 (なにわ指定管理者連合体、市民局)	でも、毎月実施しております指定管理者との会議において、公金である現金管理については、帳簿も含めて日々のチェックを徹底するよう指導しました。 (平成24年5月2日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
イ 徴収した使用料が休日等で金融機関に納付できない場合、現金管理を行っている帳票に徴収した現金を累積して記入しているものが見受けられたが、このような記載方法では、日々の徴収額が直ちに明らかにならないので、帳票の様式を改め、明確にするよう改善されたい。 (なにわ指定管理者連合体及びひがしすみよし指定管理者連合体、市民局)	貸室使用料確認簿について、累積記入する様式でありましたが、ご指摘のとおり直ちに日々の徴収額が明確となる様式に改めており、所管局においても、本市における公金管理のマニュアルを参考にし、他のセンターにおいても日々の現金管理が明確となる様式に改められるよう指導しました。 (平成24年5月2日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
(2) 預金通帳が適正に保管されていないので注意するよう求めたもの 本市では、現金等の安全管理の観点から、「公金安全保管マニュアル」に基づき、通帳は金庫等で保管し、鍵の管理は保管責任者等が行うこととしている。 しかしながら、指定管理者においては、管理運営費の預金通帳を経理担当者の机の引き出しに保管しており、施錠できる構造になってはいるものの、その鍵についても当該経理担当者のみが管理していたので、本市に準じ、適正な保管を行うよう注意されたい。 (ひがしよどがわ指定管理者連合体、市民局)	ご指摘を踏まえて、直ちに大阪市の「公金安全保管マニュアル」に従って、より安全な、金庫に保管したことを確認しました。 (平成24年5月2日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
2 剰余金について、具体的な根拠を定めることなく指定管理者が内部留保することを認めていたので、所要の措置を講じるよう求めたもの 【施設所管局に対して】 年度協定書において、指定管理者は当該業	平成22年度の年度協定書における精算にかかる記載については、平成20年2月の収入役室通知の例に基づき作成したものであり、指定管理者制度においては、事業低調によ	措置済 (24. 9. 10)

務終了後速やかに精算書を作成し、施設所管局に提出することとなっており、施設所管局では、その精算書の内容を精査し、当該精算により業務代行料に剰余が生じていると認める場合には戻入手続きをすることとなっている。 しかしながら、施設所管局は、業務代行料の剰余金の一部について、具体的な根拠を定めることなく指定管理者が内部留保することを認めていたので、所要の措置を講じられたい。 (市民局)	らない、光熱水費等の節減による剰余金の一部については、指定管理者のインセンティブとして内部留保を認められると理解しておりました。 しかし、ご指摘のとおり、協定書において具体的な根拠を定めていなかったため、ご指摘を踏まえ、指定管理者と調整し、平成22年度内部留保額について戻入手続きを行いました。 また、平成23年度の協定書について、精算に際して内部留保を認める場合の基準を明記した内容に変更しました。 (平成24年6月25日措置済)	
3 予算流用承認前に流用されていたので注意 するよう求めたもの 【指定管理者及び施設所管局に対して】 基本協定書によれば、施設、機器等の損傷に係る負担については、本市と指定管理者との協議事項とされていることから、指定管理者において施設の修繕費に当初予算額から不足がある場合、必要とする工事項目を具体的に挙げたうえで他の予算科目からの予算流用の承認を事前に施設所管局に受けることが必要である。 しかしながら、施設所管局に予算流用の承認を受ける前に、流用予定として挙げていた工事がすでに完了しているものが見受けられたので、工事の着手前に予算流用の承認手続きを行うよう注意されたい。 (ひがしよどがわ指定管理者連合体、市民局)	当時、流用予定の理解を誤り、支払が済んでいないものを流用予定として申請したことが原因であり、今後は工事の着手前に予算流用の承認手続きを行うよう改めており、所管局においても、直ちに、工事発注前に予算流用手続きを完了するよう、予算流用の際の注意事項をまとめ、全指定管理者に改めて指導を行いました。 (平成24年4月5日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
4 財産管理について 【施設所管局に対して】 (1) 備品整理票の貼付等がない備品が見受けられたので注意するよう求めたもの 会計規則によれば、備品については台帳	ご指摘の備品は、貼付した備品整理票が剥落したままのものや、貼付を失念したままとなっていたものについて、貼付を行いました。	一部措置済 (24. 9. 10)

を備えその出納を記録し、備品に備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。 しかしながら、備品整理票の貼付等がない備品が見受けられたので、備品の管理については、同規則に基づき、適正な管理を行うよう注意されたい。 (市民局)	(平成24年3月29日措置済)	
(2) 施設の使用承認手続等について不備が見受けられたので改善するよう求めたもの 健康福祉局、こども青少年局及び教育委員会事務局が特定の事業を実施するため、一部の貸室を通年専用使用している。 しかしながら、これら特定の事業は当該指定管理運営業務とはなっていない。 管財事務概説によると、行政財産を他の部局長が使用することを認める場合の手続として使用承認する方法が掲げられているが、当該施設においては、そのような所定の手続等が行われていないので適正な手続を行うよう改められたい。 (市民局)	関係局と調整を行い、使用承認手続を行いました。 (平成24年4月1日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
5 減免手続について 【施設所管局に対して】 (1) 減免措置取扱要領の規程整備の遅延が見受けられたので注意するよう求めたもの 使用料の減免については、条例において規定し、減免措置取扱要領に基づき行われているが、当該要領を整備した時期が市民交流センターの開設時期より遅かったため、開設当初から要領が整備されるまでの間については、根拠なく使用料の減免が行われていたので、注意されたい。 (市民局)	本来であれば、市民交流センター開設に合わせて減免措置取扱要領を整備するべきところでありましたが、実態として3か月間手続が遅延したものです。 今後は、必要な規定は速やかに整備し、適正な事務処理に努めてまいります。 (平成22年7月1日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
(2) 使用料の減免申請書に使用目的が明確に記載されていないものが見受けられたので注意するよう求めたもの 使用料減免措置取扱要領では、使用主体及び使用目的により減免ができる場合が定	ご指摘の内容については、直ちに改善するよう、全指定管理者に口頭による連絡を行うとともに、指定管理者との会議の場においても、使用目	措置済 (24. 9. 10)

められている。しかしながら、使用料減免申請書の使用目的欄に「会議」と記載しているのみで具体的な使用目的が不明確となっているものなどが見受けられた。 使用目的は減免基準に該当するかどうか判断するうえで重要な要素であることから、使用目的を具体的に記載させるよう注意されたい。 (市民局)	的欄は利用者に具体的に記載いただくよう説明・周知を行いました。 (平成24年5月2日措置済)	
6 指定管理者制度に関する情報の公表について 【施設所管局に対して】 (1) 指定管理予定者選定委員会の会議要旨等の公表を行っていないだったので注意するよう求めたもの 総務局作成の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」によれば、施設所管局は、指定管理予定者選定委員会の会議録又は会議要旨については、客観的な観点から公正公平に選定されていることを明らかにするため市民情報プラザ等において市民等の閲覧に供するなど、積極的に情報提供するものとし、別途ホームページを活用して情報提供するものとされている。 しかしながら、施設所管局は、監査を実施した平成24年1月末時点においても、当該委員会の会議録又は会議要旨について、公表を行っていないだったので、注意されたい。 (市民局)	ご指摘を踏まえ、大阪市ホームページに公表中の選定結果に、会議要旨の追加掲載を行いました。 (平成24年4月23日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
【指定管理者に対して】 (2) 施設の使用の許可等にあたり、指定管理者が作成し、公表すべき審査基準等が作成されていなかったのを、注意するよう求めたもの 総務局作成の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」によれば、指定管理者は、施設の使用の許可等を行う場合には、審査基準、標準処理期間、処分基	審査基準及び処分基準は、コミュニティ振興施設条例および各センターの要綱（平成22年8月1日施行）において定めており、内容を記載した使用申込書、および減免申請書を、提出先とされている事務所に備付けていることから、問題ないと考えております。	措置済 (24. 9. 10)

準を作成し、公にしなければならないとされている。 しかしながら、監査を実施した平成24年1月末時点においても、これらの作成及び公表を行っていないので、注意されたい。 (なにわ指定管理者連合体、ひがしよどがわ指定管理者連合体及びひがしすみよし指定管理者連合体)	しかしながら、標準処理期間につきましては、作成していなかったことから、作成し公表を行いました。 所管局においても、審査基準は、条例および取扱要領（平成22年7月1日施行）において定めていたものの、公表を失念しておりました。 ご指摘を踏まえ、直ちに作成し公表を行いました。 (平成24年7月12日措置済)	
7 文書の保存等について 【施設所管局に対して】 (1) 文書の保存年限を定めるよう求めたもの 総務局作成の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」によれば、指定管理者は公文書管理条例の規定に基づき、施設の管理運営に関する文書を適切に管理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、施設所管局は、指定管理者が上記の措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めるものとされている。 しかしながら、協定書等で文書の保存年限が定められていないので、文書の適正な保存管理を行うため、保存年限を定められたい。 (市民局)	ご指摘を踏まえ、保存年限を定める一文を平成23年度の協定書に追記しました。 (平成24年3月30日措置済)	措置済 (24. 9. 10)
(2) 簿冊の保存に不備が見受けられたので注意するよう求めたもの 公文書管理条例によれば、公文書は、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、保存しなければならないとされている。 しかしながら、施設所管局においては、指定管理業務に係る決裁について簿冊を作成していたものの、本来保管すべきではない部署に保管されていたので注意されたい。 (市民局)	ご指摘を踏まえて、現在は、現行の所管部署で保存しております。 (平成24年8月1日措置済)	措置済 (24. 9. 10)

8 施設の維持管理について実地調査を行ったところ、次のような不適切な事例が見受けられたので注意するよう求めたもの (1) 市民交流センターなにわ ア 屋上階の空調用冷却塔のファン用電源の配管がさびにより腐食し、中の電線が露出した状態のまま放置されていた。 (なにわ指定管理者連合体、市民局)	電線の露出については、平成24年2月に絶縁ビニールテープにて応急措置を講じ、同年8月に配管の取替を行いました。 (平成24年8月15日措置済)	措置済 (24.9.10)
イ 屋上階の階段室に、本来、施錠して保管しなければならない、過去に空調用冷却塔で使用していたと思われる苛性ソーダ水溶液が、専用容器に入ったまま、積み上げられていた。 (なにわ指定管理者連合体、市民局)	応急措置として、ブルーシートにて苛性ソーダ容器を覆い、危険表示を行いました。 (平成24年2月20日措置済)	一部措置済 (24.9.10)
(2) 市民交流センターひがしよどがわ 1階玄関前広場で掃除機を使用するため、電気の延長コードが建屋内のコンセントから数十メートルに亘って敷地のフェンスに結び付けられ、コンセントが屋外に放置されており、雨水による漏電のおそれがあった。 (ひがしよどがわ指定管理者連合体、市民局)	屋外の電気延長コードについては、撤去いたしました。 (平成24年2月23日措置済)	措置済 (24.9.10)
(3) 市民交流センターひがしすみよし 施設の外壁に設けられた電気コンセントにキャップがされていないものや、照明や自動販売機に常時差し込んだままのため、雨水による漏電のおそれがあった。 (ひがしすみよし指定管理者連合体、市民局)	屋外用のコンセントに改修いたしました。 (平成24年3月26日措置済)	措置済 (24.9.10)

(行政委員会事務局監査部監査課)

公 告

大阪市公告第124号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年10月5日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシナス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3122

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初年度登録年月	車台番号	型式
①中古普通自家用貨物車 (日野デュトロハイブリッド)	1台	平成16年9月	XKU304 0001041	VF-XKU304E
②中古普通自家用貨物車 (日野デュトロハイブリッド)	1台	平成18年8月	XKU304 1000576	VF-XKU304E
③中古普通自家用貨物車 (三菱キャンター高床CNG)	1台	平成19年2月	FE82CEV 520007	KK-FE82CEV改
④中古普通自家用貨物車 (いすゞエルフ低床CNG)	1台	平成19年2月	NKR82 7001334	AFG-NKR82AN

3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
旧(財)大阪産業廃棄物処理公社クリーン大阪センター	此花区常吉 2-9-9	平成24年10月19日(金) 午前11時から正午まで

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書(本市交付)
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成24・25年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成24年10月18日(木)午後5時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/)

21-Curr.html)

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成24年10月22日（月） 午前11時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※ 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

環境局環境管理部環境管理課

電話06-6615-7966

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課

電話06-6630-3122

（環境局総務部総務課）

大阪市公告第125号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年10月5日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話06 - 6615 - 7540

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
鶴見ほか4自転車保管所古自転車等 - 7	5 山

3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
10月24日 (水)	午前9時30分から 午後4時30分まで (ただし、午前11 時30分から午後1 時30分を除く。)	鶴見保管所	鶴見区安田2 - 6
		新木津川大橋保管所	住之江区柴谷1 - 2 付近 (新木津川大橋高架下)
		南港第2保管所	住之江区南港東2 - 4 先 (阪神高速道路湾岸線高架下)
		下寺保管所	浪速区下寺3 - 6
		港工場保管所	港区福崎1 - 2

下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること
(ただし、本市の休日を除く。)

建設局管理部自転車対策課

電話 06 - 6615 - 6684

F A X 06 - 6615 - 6577

4 入札参加資格

(1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年10月23日(火)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成24年10月23日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時を除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

平成24年10月25日（木） 午前10時

13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(注1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

達

達第50号

西淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第32号）の一部を次のように改正する。

平成24年9月26日

大阪市長 橋 下 徹

第3条の見出しを「（人事総務課長専決事項）」に改め、同条中「総務課長」を「人事総務課長」に改める。

第4条の見出しを「（まちづくり推進課長等専決事項）」に改め、同条第1項中「市民協働課長」を「まちづくり推進課長」に改め、同項中第2号を削り、同条第2項中「人権生涯学習担当課長」を「地域活動支援担当課長」に改め、同項に次の1号を加える。

- (2) 区役所附設会館の使用料の徴収に関すること。ただし、使用料の減免の決定を除く。

附 則

この改正規程は、平成24年10月1日から施行する。

(平24. 9. 26揭示済)

達第51号

東成区役所課長等専決規程（平成24年達第35号）の一部を次のように改正する。

平成24年9月26日

大阪市長 橋 下 徹

第3条第1項に次の1号を加える。

(17) 市民相談に係る軽易な事項の処理に関する事

第3条中第2項を次のように改める。

2 事業開拓担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易又は定例の社会教育事務に関する事

第3条に次の1項を加える。

3 事業統括担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易又は定例の広報に関する事

第4条中第3号を削る。

附 則

この改正規程は、平成24年10月1日から施行する。

(平24. 9. 26揭示済)